

第9期

弘前市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画

令和6年3月

弘 前 市

はじめに

全国的に少子高齢化が急速に進展し人口構造が大きく変化していることに加え、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰などにより、これまでにない変化に大きな影響を受けております。

当市では、弘前市総合計画後期基本計画において、「健康都市弘前の実現」を市政の基軸に据えて様々な取組を進めているところであり、とりわけ福祉分野においては、「高齢者福祉の充実」を政策の方向性の一つとして、「高齢者の社会参加・生きがいつくりの促進」、「介護予防と自立支援の推進」、「地域ケアの推進」をはじめとする各種施策を展開しております。

一方で、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には高齢者人口がピークに近づき、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となることを踏まえると、中長期的には医療と介護の双方を必要とする要介護高齢者が今以上に増加することが予想され、医療・介護連携の必要性がより一層高まることを見込まれます。この将来見込まれる課題に対応し、活力ある市民生活を維持するためには、介護予防を重点とした健康づくりの推進が急務となっております。

本計画においては、地域の実情や地域資源を確実に捉え、「高齢者が地域の中で生きがいと役割、居場所を持ち、自立と尊厳を保ちながら、健康で安心して社会生活を送れるまち」を基本目標に据えるとともに、その実現に向けて5つの基本施策を掲げ、これまで以上に多様化していくニーズへ対応してまいります。また、市民の皆様、事業者、関係団体、行政が共に協働しながら、地域福祉の基盤づくりに寄与する各種施策を着実に実践していくことを通じて、地域包括ケアシステムを深化・推進し、「地域共生社会」の実現を目指してまいります。

結びに、当市の高齢者福祉施策に対する市民の皆様のより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げますとともに、本計画の策定にあたり、様々な視点からご審議していただきました弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会委員の皆様並びに関係各位の皆様に、改めて厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

弘前市長 櫻田 宏

目次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間	3
第4節 計画の策定	4
1 計画策定にあたっての基本的な考え方	4
2 住民参加による計画策定のプロセス	4
3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	4
4 在宅介護実態調査	5
5 介護人材実態調査	5
第5節 日常生活圏域	6
1 日常生活圏域とは	6
2 日常生活圏域の設定	6
第2章 市の高齢化等の状況	7
第1節 人口と高齢化の推移	7
第2節 高齢者のいる世帯の状況	8
1 高齢者のいる世帯の状況	8
2 在宅高齢者のリスクの状況	9
3 在宅高齢者の主な介護者の状況	10
第3節 高齢者の就業状況	11
第4節 要介護認定者の推移	12
第5節 第8期の介護保険被保険者の状況	13
1 所得段階別第1号被保険者数の推移	13
2 介護保険料の推移	14
第3章 第8期計画の取組状況	15
第1節 第8期計画の取組状況	15
1 介護予防と自立支援介護の推進	15
2 地域包括ケアの推進	18
3 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進	22
4 認知症対策の推進	24
5 在宅福祉サービスの充実	25
6 施設福祉サービス等の充実（介護施設以外）	26
7 介護保険事業の円滑な運営	26
8 その他高齢者への支援	27

第2節 介護保険事業の実施状況	28
1 保険給付費の推移	28
2 居宅サービスの利用状況	31
3 地域密着型サービス	34
4 施設サービス	36
第4章 第9期計画における基本目標	37
第1節 基本目標	37
第2節 施策体系	38
第5章 基本施策	40
第1節 介護予防、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）	40
基本施策の指標と目標値	41
1 介護予防の推進	42
2 健康づくりの推進	44
3 高齢者の居場所づくりの推進	45
4 自立支援介護の推進	45
第2節 認知症施策、地域包括ケアの推進・深化	46
基本施策の指標と目標値	47
1 地域包括支援センターの運営	48
2 認知症予防及び認知症になっても安心して暮らせる施策の推進	49
3 虐待防止、虐待への適切な支援体制の整備	52
4 在宅医療・介護の連携推進	53
5 地域ケア会議の推進	55
6 成年後見制度の利用をはじめとする権利擁護支援の推進	56
第3節 安心・安全な地域づくり	57
基本施策の指標と目標値	58
1 高齢者の見守り体制の整備	59
2 生活支援の充実	60
3 高齢者の暮らしの場の確保	61
4 災害に対する備え	61
5 消費者被害防止に向けた取組	62
第4節 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進	63
基本施策の指標と目標値	64
1 健康・生きがいづくりの推進	65
2 敬老事業への支援	65
3 生涯学習の推進	66
4 高齢者への就労支援	66

第5節 介護サービスの円滑な提供	67
基本施策の指標と目標値	68
1 介護サービスの充実	69
2 介護給付適正化の推進	69
3 介護人材の確保の推進	70
4 感染症対策	70
第6章 介護保険サービス事業費及び介護保険料等	71
第1節 人口と高齢化の見込み	71
第2節 要介護認定者の推移	72
第3節 介護サービス量の見込み	73
1 介護サービスのサービス種類ごとの見込み	73
2 地域密着型サービスの見込み	78
3 地域支援事業の見込み	80
4 日常生活圏域ごとの地域密着型介護（予防）サービスの整備状況及び今後の整備方針 ..	82
第4節 介護給付、介護予防給付及び地域支援事業に係る費用の見込み ..	87
1 介護給付費に係る費用	87
2 介護予防給付費に係る費用	88
3 地域支援事業費に係る費用	89
4 介護給付費等に係る総費用	89
第5節 第1号被保険者保険料の算定	90
1 介護保険制度の財源	90
2 第9期介護保険料基準額の算定	91

資料

弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会運営規則
弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会委員

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

当市の高齢化率は令和5年10月で33.5%となり、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)には34%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には40%を超える推計となっており、急速に高齢化が進む見込みとなっています。また、令和5年(2023年)9月においての要介護認定率は18.4%と前年に比べ減少していますが、全国や県平均と比べて高い状況であり、保険給付額も高い状況にあります。

第8期計画では「高齢者が地域の中で生きがいと役割、居場所を持ちながら生き活きと自立した社会生活を安心して送れるまち」を目指して、地域包括ケア体制を深化・推進させるとともに、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスの提供を受けられるように取り組むものとなりました。

第9期の計画は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにするとともに、尊厳を保持しつつ希望をもって地域で暮らせるよう、医療や介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを段階的に深化させ構築していきます。それとともに、高齢者が生きがいを持って安心して健康に暮らせるまちを目指す取組を更に推進していくこととしております。

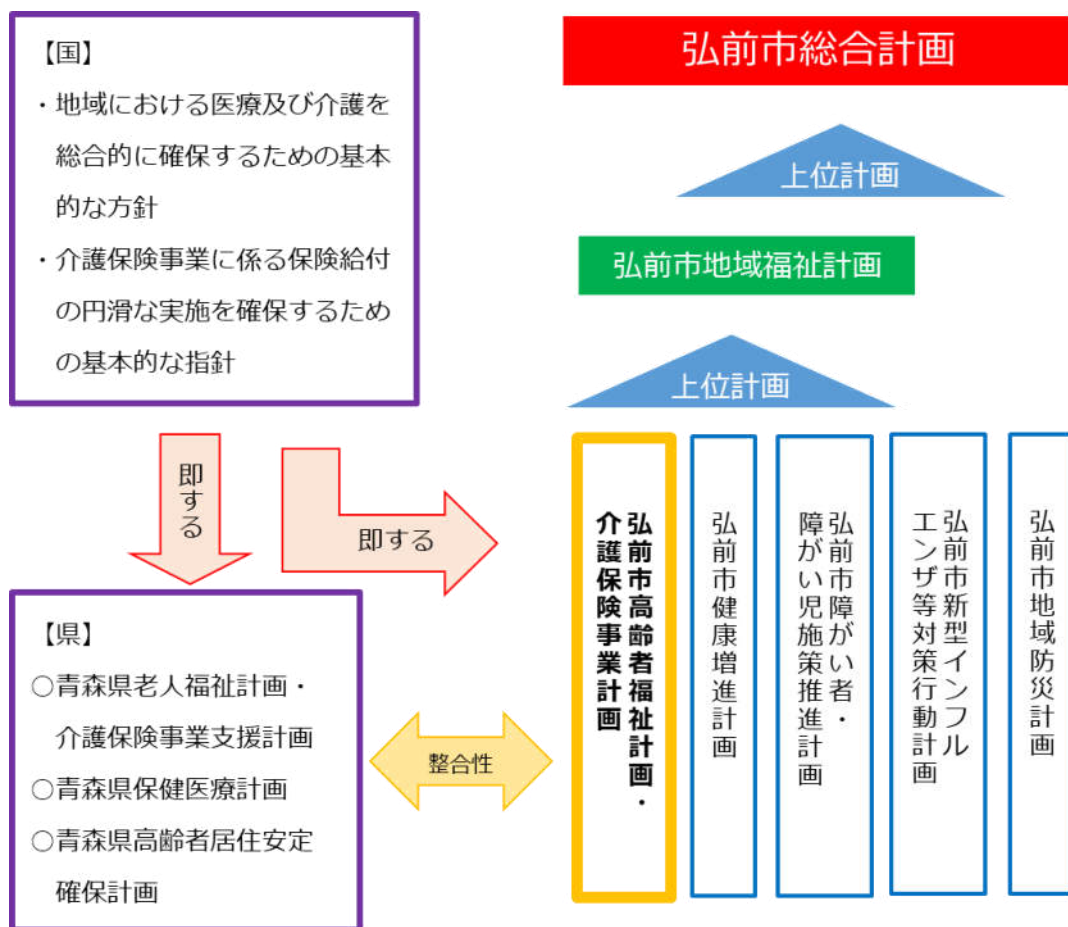
当市における高齢者への保健、医療、福祉、介護施策を連携し、総合的に推進していくために、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく老人福祉計画です。これは、当市における 65 歳以上のすべての高齢者を対象としたものです。

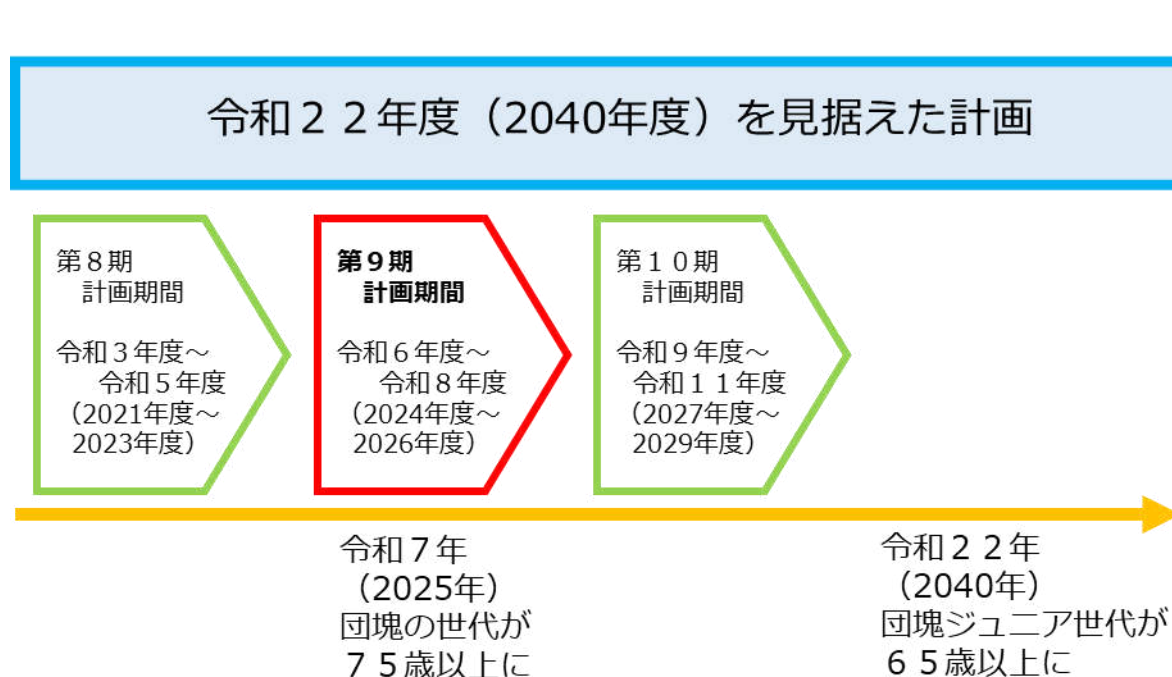
一方、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づく計画です。これは、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画です。

高齢者に関する福祉施策と介護保険事業を総合的・体系的に実施していくため、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。



第3節 計画期間

本計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定することから、計画期間を同一にし令和6年度から3年間を第9期計画とし、令和8年度に見直しすることとします。



- ※団塊の世代 : 第1次ベビーブームに生まれた世代を指す。
昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年）に
生まれた世代。
- ※団塊ジュニア世代 : 第2次ベビーブームに生まれた世代を指す。
昭和46年（1971年）～昭和49年（1974年）に
生まれた世代。

第4節 計画の策定

1 計画策定にあたっての基本的な考え方

本計画は介護保険法第116条による「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえるとともに、青森県が策定する「青森県老人福祉計画・介護保険事業計画」、「青森県保健医療計画」、「青森県高齢者居住安定確保計画」との整合性を確保して策定します。

また、本計画は当市の市政運営の基本を示す「弘前市総合計画」における高齢者福祉に係る分野別計画の役割を担うものであり整合性を図るとともに、本市の地域福祉分野を推進するための基本計画である「弘前市地域福祉計画」や、「弘前市障がい者・障がい児施策推進計画」「弘前市健康増進計画」等の本市の福祉・保健分野の関連計画との調和を保った計画として策定します。

さらに、近年の台風や豪雨等による災害への対応、令和2年春以降に世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症対策の重要性を踏まえ、「弘前市地域防災計画」「弘前市新型インフルエンザ等対策行動計画」との調和を保った計画として策定します。

2 住民参加による計画策定のプロセス

弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会

開催数	5回	令和5年	7月20日
		令和5年	8月18日
		令和5年	11月6日
		令和5年	12月26日
		令和6年	1月30日

3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握し、地域診断に活用するため実施しました。

- ・調査区域：弘前市内全域
- ・調査対象者：令和4年10月末日現在、弘前市内に居住する65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2認定者（要介護1～5認定者を除く）
- ・調査期間：令和4年12月12日～令和4年12月23日
- ・調査方法：対象者へ郵送にて調査
- ・有効回答数：3,464人
- ・有効回答率：61.9%

4 在宅介護実態調査

「高齢者の在宅生活の継続」及び「家族等の介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービス利用の在り方や方向性を整備するため実施しました。

- ・調査区域 : 弘前市内全域
- ・調査対象者 : 在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をした人で令和4年5月1日以降に認定期間が開始となる方
- ・調査期間 : 令和4年10月1日～令和5年1月13日
- ・調査方法 : 対象者のケアプラン作成を担当する介護支援専門員が聞き取りし調査票に記入
- ・回答者数 : 276人

5 介護人材実態調査

- ・調査区域 : 弘前市内全域
- ・調査対象者 : 介護サービス事業所（居宅除く）
- ・調査期間 : 令和5年6月30日～令和5年7月18日
- ・調査方法 : 対象事業所へメール・FAXにて調査
- ・回答者数 : 189事業所

第5節 日常生活圏域

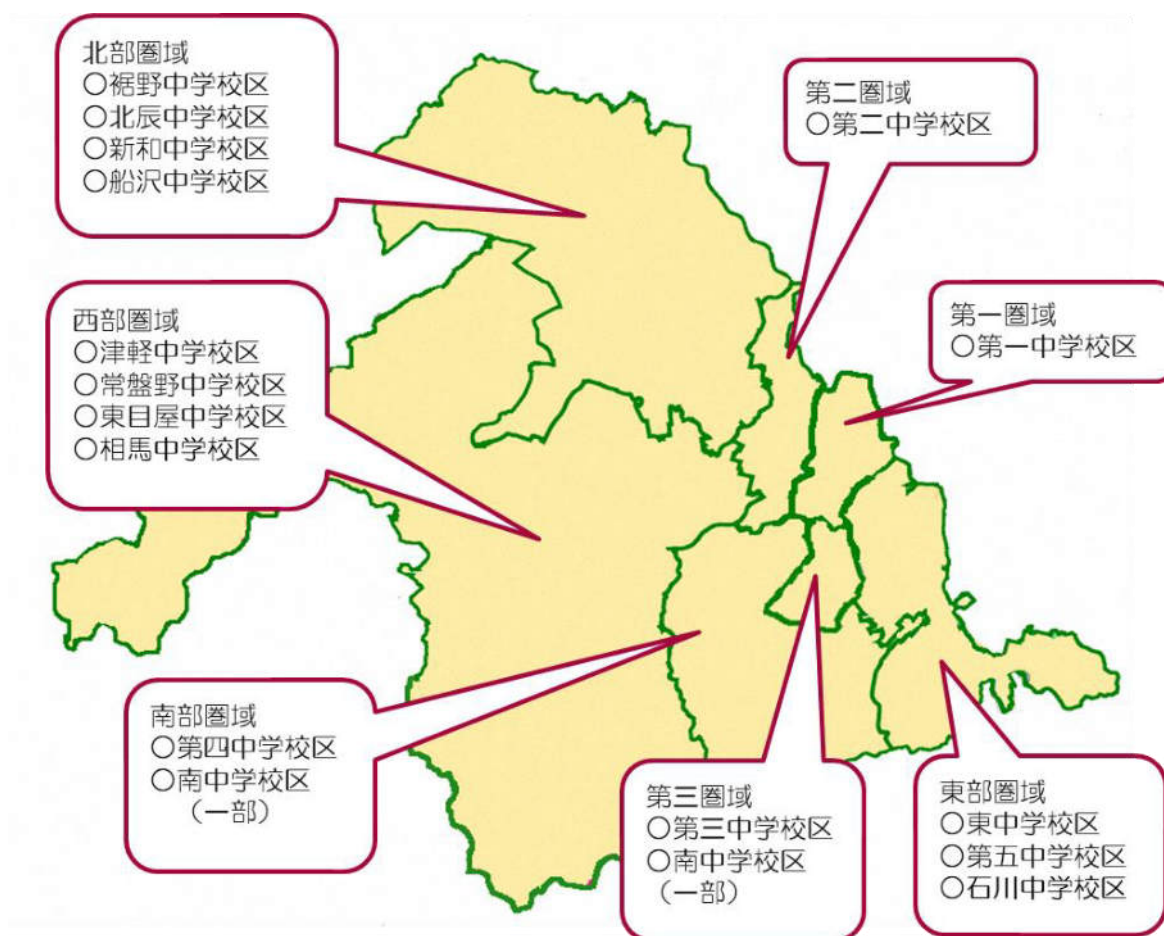
1 日常生活圏域とは

日常生活圏域は、介護保険法により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時まで目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域として、地域の実情に応じて定めるものとしています。

2 日常生活圏域の設定

当市の日常生活圏域の設定は第3期事業計画策定において、中学校区をその圏域とすることとし、当時の高齢者人口約4万3千人から、7圏域としています。

その後、高齢者人口は増加し、5万4千人を超えたものの、圏域数は7圏域のままとしつつ、南部圏域の高齢者人口が1万3千人を超えていることから圏域間の高齢者人口の平準化を図るため、令和3年4月から日常生活圏域の中学校区の見直しを行い、石川中学校区を東部圏域に、相馬中学校区を西部圏域としています。

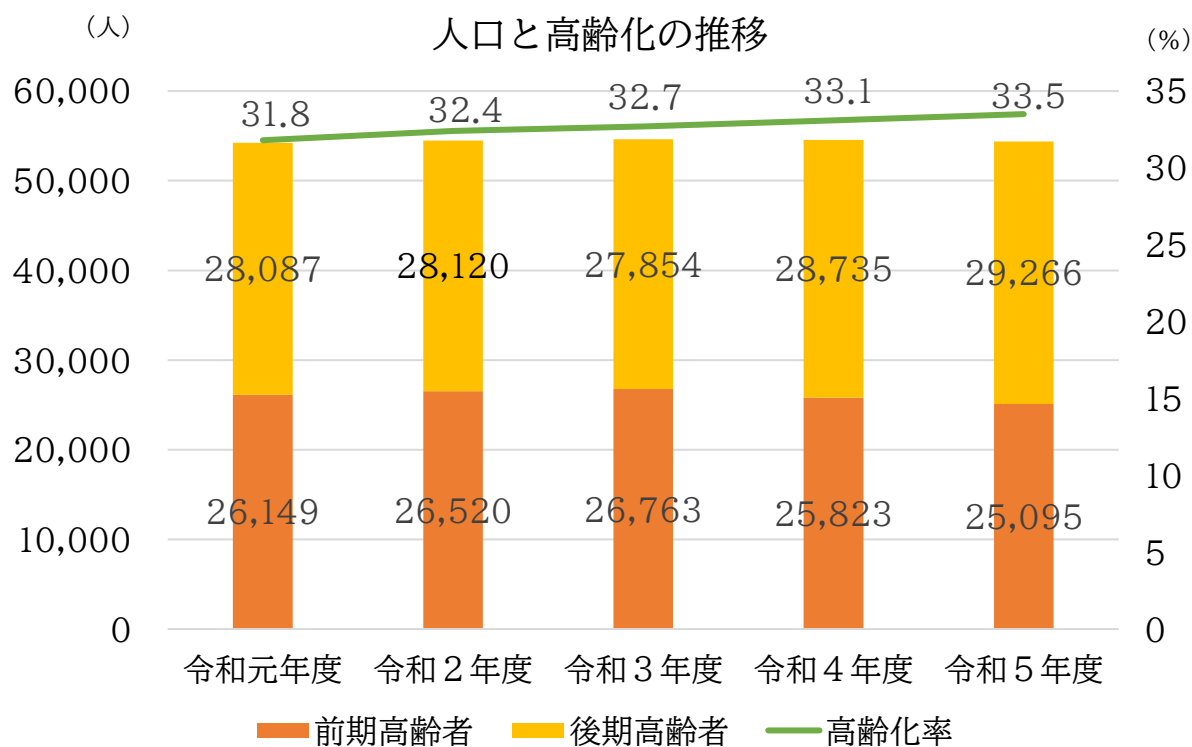


第2章 市の高齢化等の状況

第1節 人口と高齢化の推移

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口 (A) (人)	170,500	168,810	166,813	164,636	162,342
高齢者人口 (B) (人)	54,236	54,640	54,617	54,558	54,361
前期高齢者 (C) (65~74歳) (人)	26,149	26,520	26,763	25,823	25,095
構成比 (C/B) (%)	48.2	48.5	49.0	47.3	46.2
後期高齢者 (D) (75歳以上) (人)	28,087	28,120	27,854	28,735	29,266
構成比 (D/B) (%)	51.8	51.5	51.0	52.7	53.8
高齢化率 (B/A) (%)	31.8	32.4	32.7	33.1	33.5

出所：オープンデータひろさき 弘前市年齢別人口より（各年10月1日現在 住民基本台帳）



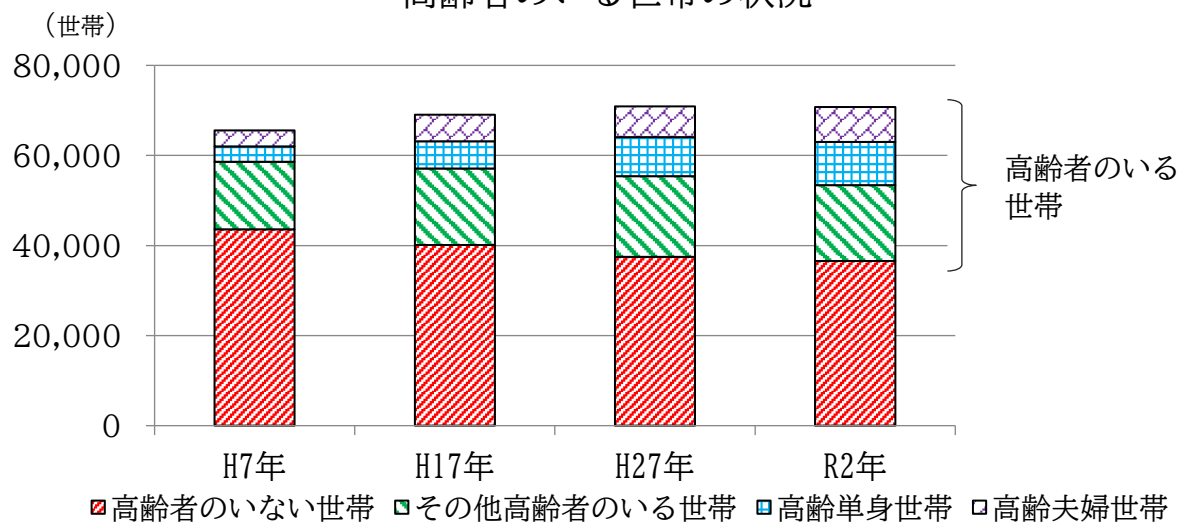
第2節 高齢者のいる世帯の状況

1 高齢者のいる世帯の状況

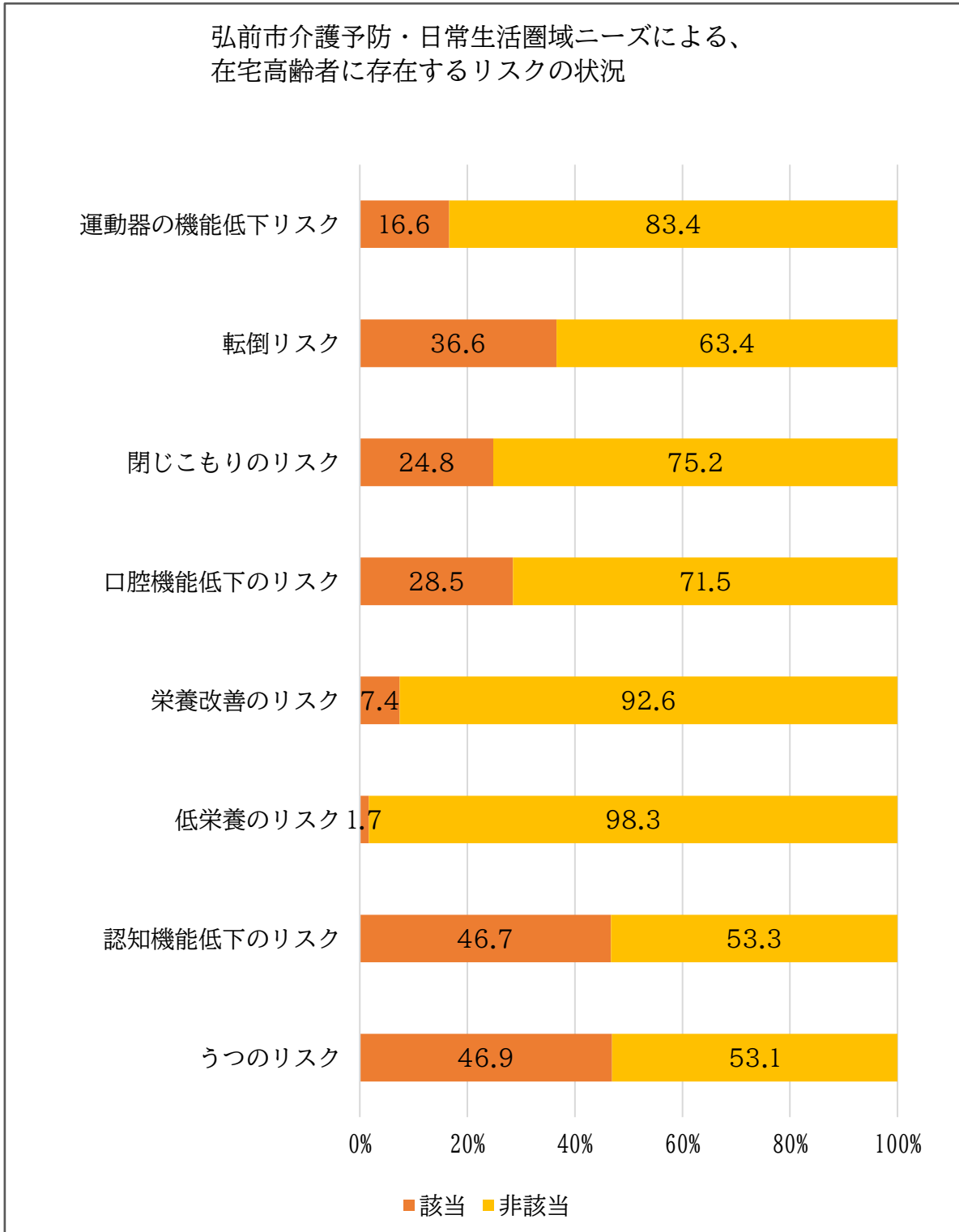
区分	平成7年	平成17年	平成27年	令和2年	H27とR2 の比較
総世帯（世帯） (A)	65,580	69,038	70,913	70,743	△170
高齢者のいない世帯（世帯）	43,587	40,138	37,493	36,576	△917
高齢者のいる世帯（世帯） (B)	21,993	28,900	33,420	34,167	747
比率（%）（B/A）	33.5	47.1	47.1	48.3	—
青森県の比率（%）	34.6	42.9	49.7		—
全国の比率（%）	29.1	35.1	40.7		—
（再掲）高齢単身世帯（世帯） (C)	3,412	6,082	8,647	9,619	972
比率（%）（C/A）	5.2	8.8	12.2	13.6	—
青森県の比率（%）	4.9	8.2	12.1		—
全国の比率（%）	5.0	7.9	11.1		—
（再掲）高齢夫婦世帯（世帯） (D)	3,541	5,881	6,874	7,730	856
比率（%）（D/A）	5.4	9.7	9.7	10.9	—
青森県の比率（%）	5.8	8.8	11.1		—
全国の比率（%）	6.3	9.1	11.4		—

出所：国勢調査（平成7年～令和2年）

高齢者のいる世帯の状況



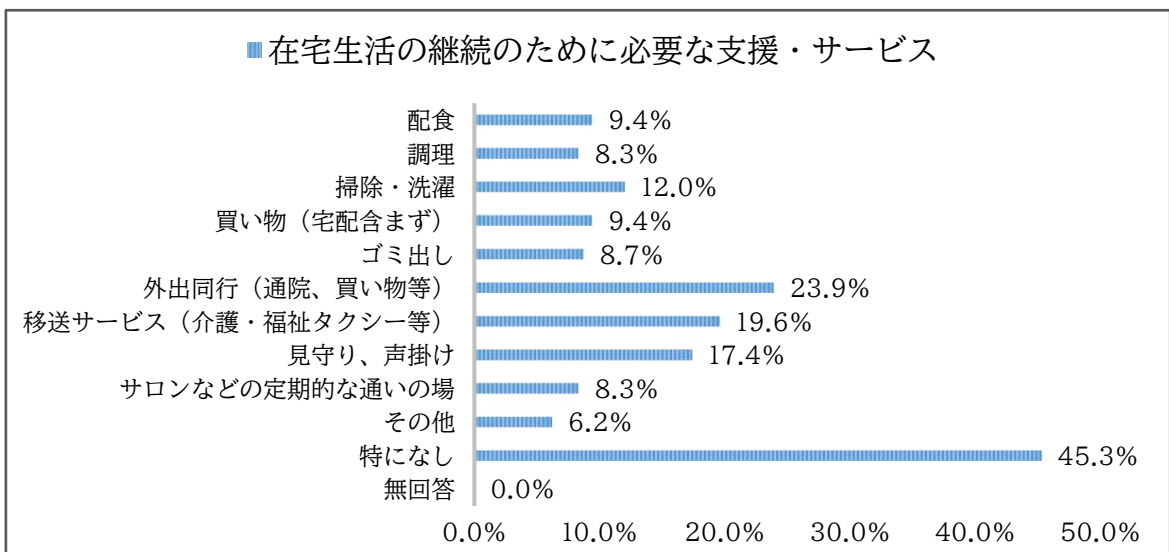
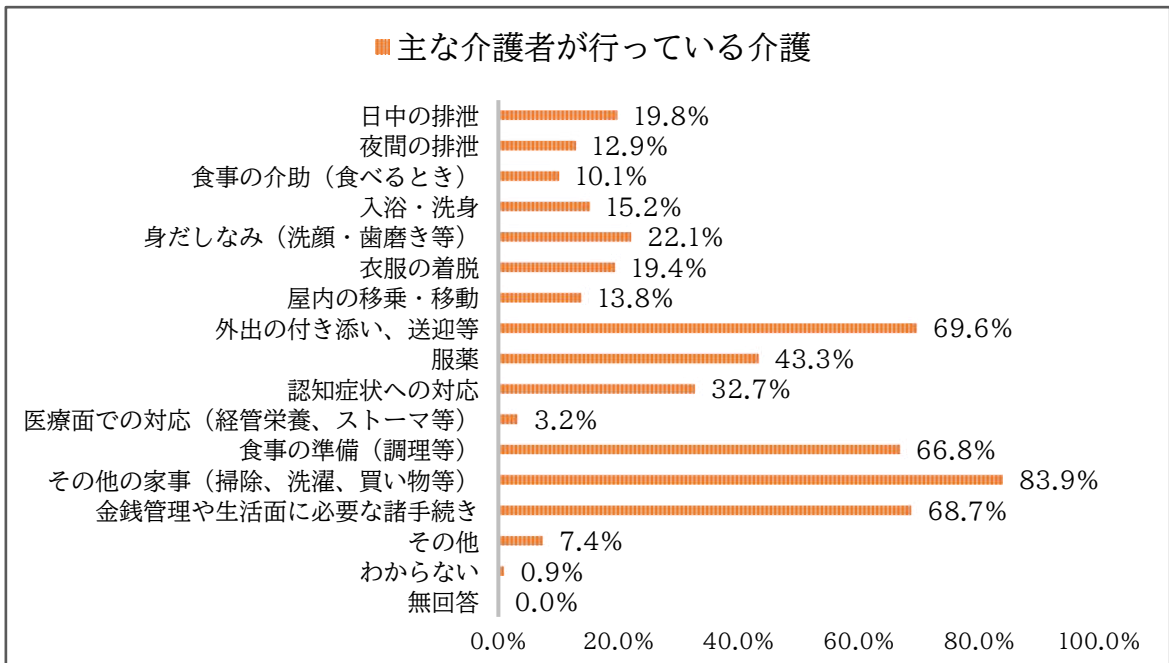
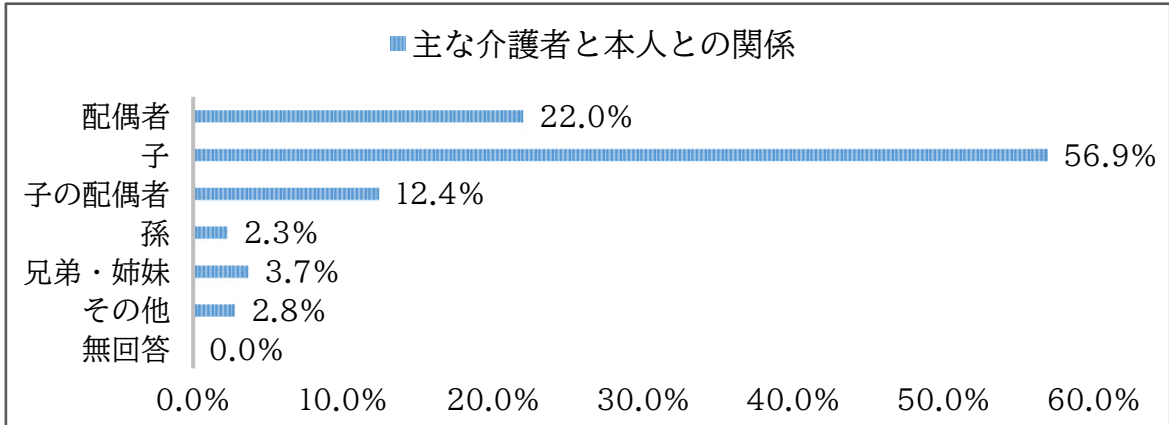
2 在宅高齢者のリスクの状況



出所：弘前市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

3 在宅高齢者の主な介護者の状況

在宅介護実態調査による介護者の状況



出所：弘前市在宅介護実態調査

第3節 高齢者の就業状況

産業分類別		全労働人口	65歳以上労働人口 (全労働人口の16.0%)	
		人数(人) (A)	人数(人) (B)	業種別総数に 占める割合 (%) (B/A)
総 数		82,826	15,345	18.5
第1次	農業	10,844	5,255	48.5
	林業	71	8	11.3
	漁業	2	0	0
第2次	鉱業・砕石業など	14	1	7.1
	建設業	5,068	935	18.4
	製造業	7,913	547	6.9
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業	346	8	2.3
	情報通信業	641	26	4.1
	運輸業・郵便業	2,791	404	14.5
	卸売業・小売業	12,557	1,555	12.4
	金融業・保険業	1,519	110	7.2
	不動産業・物品賃貸業	975	303	31.1
	学術研究、専門・技術サービス業	1,460	262	17.9
	宿泊業・飲食サービス業	4,282	671	15.7
	生活関連サービス業・娯楽業	2,921	552	18.9
	教育・学習支援業	5,140	410	8.0
	医療・福祉	13,297	1,167	8.8
	複合サービス事業	804	28	3.5
	サービス業(他に分類されないもの)	4,416	981	22.2
公務(他に分類されないもの)	3,777	96	2.5	

出所：国勢調査 令和2年調査

第4節 要介護認定者の推移

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認定者数(人) (A)	10,492	10,493	10,404	10,337	10,116
うち前期高齢者(人) (B)	1,169	1,190	1,200	1,181	1,072
構成比(%) (B/A)	11.1	11.3	11.5	11.4	10.6
うち後期高齢者(人) (C)	9,124	9,125	9,027	8,981	8,868
構成比(%) (C/A)	87.0	87.0	86.8	86.9	87.7
うち第2号被保険者(人) (D)	199	178	177	175	176
構成比(%) (D/A)	1.9	1.7	1.7	1.7	1.7
弘前市の認定率(第1号被保険者)(%)	19.1	19.0	18.8	18.7	18.4
青森県の認定率(%)	17.9	17.9	18.0	18.0	18.0
全国認定率(%)	18.5	18.6	18.8	19.1	19.3

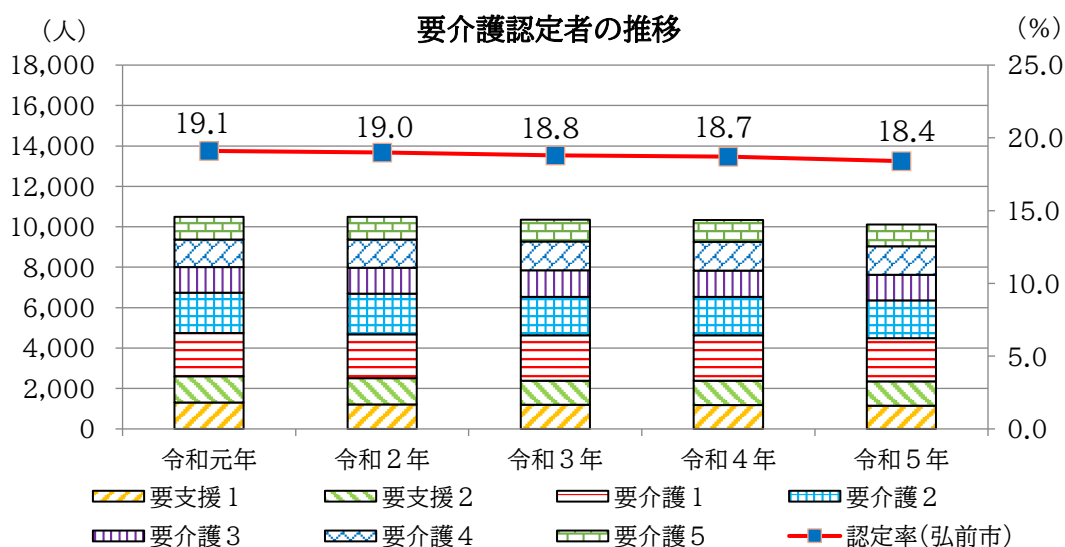
出所：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

要介護度別の状況

(単位：人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	1,300	1,219	1,191	1,185	1,153
要支援2	1,312	1,293	1,271	1,195	1,204
要介護1	2,133	2,176	2,210	2,253	2,131
要介護2	1,997	2,004	1,972	1,901	1,872
要介護3	1,270	1,287	1,265	1,302	1,270
要介護4	1,350	1,392	1,407	1,429	1,411
要介護5	1,130	1,122	1,088	1,072	1,075
合計	10,492	10,493	10,404	10,337	10,116

出所：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）



第5節 第8期の介護保険被保険者の状況

1 所得段階別第1号被保険者数の推移

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1段階（生活保護受給者等・市町村民税非課税世帯） 公的年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の人	13,497	13,571	13,149
第2段階（市町村民税非課税世帯） 公的年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人	5,312	5,655	5,685
第3段階（市町村民税非課税世帯） 上記（第1段階、第2段階）に該当しない人	4,172	4,291	4,381
第4段階（市町村民税課税世帯、市町村民税本人非課税者） 公的年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の人	7,124	6,757	6,463
第5段階（市町村民税課税世帯、市町村民税本人非課税者） 本人は市町村民税非課税で上記に該当しない人	6,263	6,201	6,069
第6段階（市町村民税本人課税者） 合計所得金額が125万円未満の人	8,288	8,349	8,481
第7段階（市町村民税本人課税者） 合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	4,892	4,762	4,827
第8段階（市町村民税本人課税者） 合計所得金額が190万円以上320万円未満の人	2,658	2,557	2,716
第9段階（市町村民税本人課税者） 合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	614	581	708
第10段階（市町村民税本人課税者） 合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	711	659	726
第11段階（市町村民税本人課税者） 合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	269	251	282
第12段階（市町村民税本人課税者） 合計所得金額が800万円以上1000万円未満の人	132	116	156
第13段階（市町村民税本人課税者） 合計所得金額が1000万円以上の人	406	418	447
計	54,338	54,168	54,090

※各年度10月1日時点

出所：弘前市介護福祉課

2 介護保険料の推移

(単位：円)

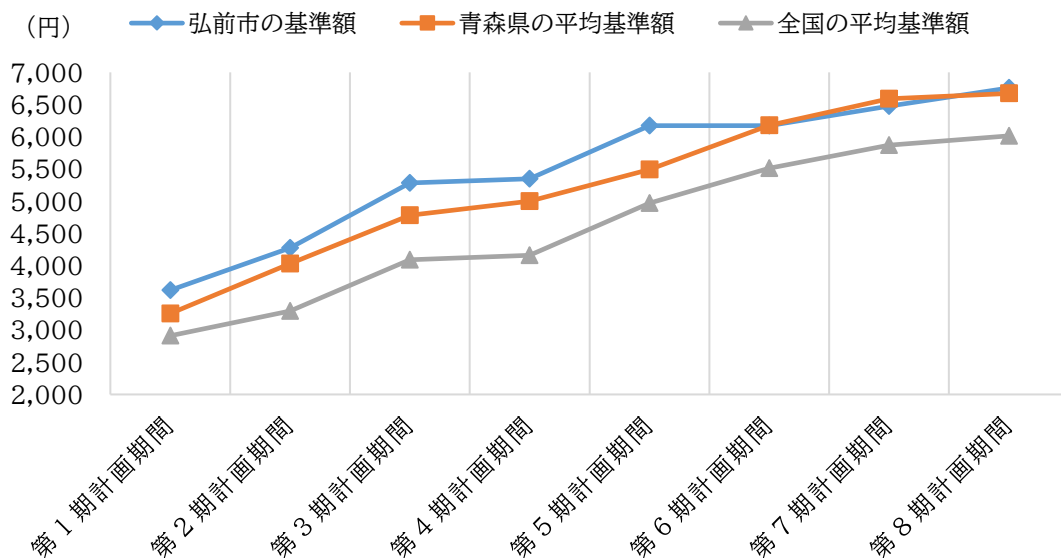
	基準額（年額）	基準額（月額）	青森県の平均 基準額（月額）	国の平均 基準額（月額）
第1期計画期間 (H12～14)	43,410	3,618	3,256	2,911
第2期計画期間 (H15～17)	51,310	4,276	4,029	3,293
第3期計画期間 (H18～20)	63,420	5,285	4,781	4,090
第4期計画期間 (H21～23)	64,200	5,350	4,999	4,160
第5期計画期間 (H24～26)	74,040	6,170	5,491	4,972
第6期計画期間 (H27～29)	74,040	6,170	6,175	5,514
第7期計画期間 (H30～R2)	77,690	6,474	6,588	5,869
第8期計画期間 (R3～R5)	81,090	6,757	6,672	6,014

※基準額とは計画期間中の年額保険料である

出所：弘前市介護福祉課

※第1期、第2期については、旧弘前市の介護保険料額である

介護保険料の推移



第3章 第8期計画の取組状況

第1節 第8期計画の取組状況

1 介護予防と自立支援介護の推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

		令和3年度		令和4年度		令和5年度（見込）	
		延べ利用件数 （件）	利用回数 （回）	延べ利用件数 （件）	利用回数 （回）	延べ利用件数 （件）	利用回数 （回）
訪問型 サービス	訪問介護相当	3,901	26,739	2,747	19,421	6,036	42,252
	訪問型サービスA	4,525	21,829	5,149	24,826	4,068	20,340
	訪問型サービスB	15	15	103	103	200	200
通所型 サービス	通所介護相当	11,926	72,532	10,654	64,158	15,240	91,440
	通所型サービスA	9,861	38,107	10,611	40,970	9,960	39,840
	通所型サービスB	98	221	187	450	240	960
	通所型サービスC	148	1,567	139	1,412	200	2,400

出所：弘前市介護福祉課

※市が第8期で実施したサービス

訪問型サービス

- ・訪問介護相当サービス（旧介護予防訪問介護に相当するサービス）
- ・訪問型サービスA（生活支援サービスの名称で実施）
- ・訪問型サービスB（地域型ヘルパーサービスの名称で実施）

通所型サービス

- ・通所介護相当サービス（旧介護予防通所介護に相当するサービス）
- ・通所型サービスA（生きがい型デイサービスの名称で実施）
- ・通所型サービスB（地域型デイサービスの名称で実施）
- ・通所型サービスC（短期集中型の筋力向上トレーニング）

(2) 自立支援・介護予防等の推進

①自立支援介護推進事業

一般高齢者が要介護状態にならないように、または遅らせるようにすること、要介護認定を受けた人の介護度の改善や重度化予防を目的に、自立支援介護への取組みを支援。

・自立支援介護研修会

認知症の重度化予防や症状の改善を目指し、自立支援介護の基本ケアを実践する介護保険施設や家族向けの講習「認知症あんしん生活実践塾」を開催。

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
	開催回数(回)	延べ参加人数(人)	開催回数(回)	延べ参加人数(人)	開催回数(回)	延べ参加人数(人)
認知症あんしん生活実践塾	6	26	6	22	6	38

出所：弘前市介護福祉課

・パワーリハビリテーション推進事業

当市でパワーリハビリテーションに取り組む事業所で組織する「弘前市パワーリハビリテーション推進協議会」での知識や技術の共有など、スキルアップや効果の検証等の自主的な取組みへの支援。

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
	補助金額(円)	補助金額(円)	補助金額(円)
パワーリハビリテーション推進協議会への補助	265,309	104,860	300,000

出所：弘前市介護福祉課

②介護予防事業

・在宅患者訪問歯科診療事業

寝たきり高齢者等の通院できない方の歯科診療及び口腔衛生を促進するため、弘前歯科医師会に属する歯科医師が患者の自宅等を訪問し、歯科診療、口腔ケア、口腔の健康に関する啓発活動などを行う。

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込)	
	患者数 (人)	訪問回数 (回)	患者数 (人)	訪問回数 (回)	患者数 (人)	訪問回数 (回)
在宅患者訪問歯科診療事業	984	2,888	901	2,798	1,000	2,900

出所：弘前市介護福祉課

・介護予防普及啓発事業（健康増進課による健康講座）

医師や歯科医師、健康運動指導士、保健師、栄養士などによる地区健康教育講座を開催し、介護予防に関する正しい知識の普及・啓発を図る。

	開催回数	参加人数
令和3年度	52回	1,940人
令和4年度	75回	2,771人

・高齢者介護予防運動教室

高齢者の介護予防・健康維持のために運動教室を開催。

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度（見込）	
	開催回数 (回)	延べ参加 人数(人)	開催回数 (回)	延べ参加 人数(人)	開催回数 (回)	延べ参加 人数(人)
高齢者健康 トレーニング 教室	4,709	18,140	6,641	25,765	6,766	27,500
ヨガ等の運 動教室	19	170	24	260	24	288
筋力向上ト レーニング 教室	512	8,317	749	13,724	788	14,000
事業名	開催回数 (回)	参加実人数 (人)	開催回数 (回)	参加実人数 (人)	開催回数 (回)	参加実人数 (人)
パワリハ運 動教室	9,917	368	10,350	358	10,200	430

出所：弘前市介護福祉課

・高齢者ふれあいの居場所づくり事業

高齢者の社会参加を促し、地域における支え合い活動の推進を図る。
(地域からの孤立防止、認知症早期発見・進行防止、介護予防を図る。)

令和3年度 48団体

令和4年度 32団体

・高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施

「フレイル」状態になりやすい高齢者に対し、疾病予防（医療）と生活機能維持（介護）の要素を組み合わせた支援を提供し高齢者の健康課題の解決と健康増進を図る。

2 地域包括ケアの推進

(1) 地域包括支援センター

地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を担う地域包括支援センターは、7つの日常生活圏域ごとに1か所設置し、その協力機関である15か所の在宅介護支援センターと連携しながら高齢者の見守りを実施。

・地域包括支援センター

名称	所在地	電話番号	担当地区
第一地域包括支援センター	野田2丁目2-1 (津軽保健生協会館1階)	0172-31-1203	第一中学校区
第二地域包括支援センター	藤野2丁目6-1	0172-31-3811	第二中学校区
第三地域包括支援センター	豊原1丁目1-2 (弘前静光園内)	0172-39-2515	南・第三中学校区 ※南中は松原小に限る
東部地域包括支援センター	福村字早稲田27-1 (福寿園向かい)	0172-26-2433	東・第五・石川中学校区
西部地域包括支援センター	賀田2丁目4-2 (パインハウス岩木内)	0172-82-1516	津軽・常盤野・相馬・東目屋中学校区
南部地域包括支援センター	小沢字山崎44-9 (希望ヶ丘ホーム敷地内)	0172-87-6779	第四・南中学校区 ※南中は松原小を除く
北部地域包括支援センター	高杉字山下298-1	0172-95-2100	新和・北辰・船沢・裾野中学校区

・在宅介護支援センター

担当地区	名称	所在地・電話番号
第一中学校区 (北・城東小学校区)	幸陽荘在宅介護支援センター	清野袋字岡部 433-1 (電話 0172-37-8311)
第一中学校区 (時敏・和徳小学校区)	健生介護センター虹在宅介護支援センター	向外瀬字豊田 292-1 (電話 0172-40-3256)
第二中学校区 (三省小学校区を除く)	在宅介護支援センター鷹匠町	鷹匠町 16-1 (電話 0172-39-2200)
第三中学校区	弘前静光園在宅介護支援センター	豊原 1 丁目 1-2 (電話 0172-33-1181)
東中学校区	城東在宅介護支援センター	城東中央 4 丁目 1-4 (電話 0172-28-0082)
津軽中学校区	松山荘在宅介護支援センター	賀田 2 丁目 4-2 (電話 0172-82-3330)
東目屋・常盤野中学校区	在宅介護支援センターパインハウス弘前	国吉字坂本 138-10 (電話 0172-86-3800)
第四中学校区	在宅介護支援センター静風苑	自由ヶ丘 5 丁目 5-3 (電話 0172-88-1433)
石川中学校区	在宅介護支援センター白寿園	大沢字稲元 3-2 (電話 0172-92-2031)
相馬中学校区	長慶苑在宅介護支援センター	坂市字亀田 53-3 (電話 0172-84-1010)
第三中学校区 (文京小学校区に限る) 南中学校区 (松原小学校区に限る)	在宅介護支援センター希望ヶ丘	小沢字山崎 44-9 (電話 0172-87-6765)
新和中学校区	在宅介護支援センター三和園	三和字上恋塚 19 (電話 0172-93-3960)
北辰中学校区 第二中学校区 (三省小学校区に限る)	在宅介護支援センターサンタハウス弘前	大川字中桜川 18-10 (電話 0172-95-3672)
船沢中学校区	サンアップル在宅介護支援センター	高杉字尾上山 350 (電話 0172-97-2131)
裾野中学校区	草薙在宅介護支援センター	大森字勝山 278-18 (電話 0172-93-2222)

・地域包括支援センターの活動状況

(単位：件)

地域包括支援センター活動状況			令和3年度	令和4年度
相談件数	来所	実数	376	358
		延べ数	453	474
	電話	実数	2,553	2,852
		延べ数	2,931	3,302
	その他	実数	84	92
		延べ数	89	101
訪問件数	高齢者実態把握	実数	2,399	2,332
		延べ数	2,403	2,332
	総合事業対象者	実数	1,060	1,035
		延べ数	3,262	3,192
	要支援高齢者	実数	1,123	1,093
		延べ数	3,008	2,900

出所：弘前市介護福祉課

(2) 在宅医療・介護の連携推進

医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的として「弘前地区在宅医療・介護連携支援センターそよかぜ」を設置し、相談支援や研修開催を行う。

弘前地区在宅医療・介護連携支援センターそよかぜ		令和3年度	令和4年度
相談件数	延べ件数(件)	38	75
医療・介護者向け研修会	開催回数(回)	2	2
	参加人数(人)	230	75

出所：弘前市介護福祉課

(3) 地域ケア会議の推進

地域ケア個別会議や地域ケア推進会議にて、個別ケースの支援や地域課題等の抽出を行い、地域づくりや資源開発の検討、政策形成につなげ地域包括ケアシステムの構築を推進。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（12月末現在）
地域ケア個別会議の開催	47回	44回	35回
地域ケア推進会議の開催	23回	22回	11回

(4) 生活支援の充実・地域づくり

地域に不足するサービスの開発やネットワークの構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体とのマッチングを図るために生活支援コーディネーターを配置。

第一層生活支援コーディネーター配置人数	1名
第二層生活支援コーディネーター配置人数	7名（令和3年度より各圏域に1名配置）

(5) 安心安全見守りネットワーク事業

ひとり暮らしの高齢者等の見守りネット体制を構築し、早期発見による孤独死を防ぐ。

・協定事業所数 53事業所

令和3年度	通報件数	48件	生存確認数	34件
令和4年度	通報件数	32件	生存確認数	26件

(6) ほのぼのコミュニティ21推進事業

住民ボランティアによる訪問を通じて、孤独感の解消、精神的なふれあいの促進を図り安否確認を行う。

令和3年度	実施地区数	21地区	対象者数（世帯）	601世帯	協力員数	456人
令和4年度	実施地区数	22地区	対象者数（世帯）	568世帯	協力員数	429人

3 高齢者の社会参加・生きがいの推進

(1) 老人クラブへの支援

老人クラブは、社会奉仕活動、教養・スポーツ・健康増進活動、地域ボランティア活動などを実施しており、その活動が高齢者の暮らしを豊かにするだけでなく、地域に貢献できるよう支援する。

老人クラブの届出状況	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数	115	102	92
会員数	3,065	2,601	2,307

出所：弘前市介護福祉課

(2) 敬老事業

・敬老大会

地域での高齢者福祉の関心と理解を深めるとともに、高齢者自らの生活の向上に努める意欲を促すために、地区社会福祉協議会で開催される敬老大会へ助成

令和3年度 中止 代替事業（市よりカレンダー送付）

令和4年度 対象者数27,256人 出席者数738人 敬老大会実施地区数8地区

令和5年度 対象者数28,119人

・顕彰事業

顕彰事業実施状況	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
100歳顕彰(人)	55	34	77
90歳顕彰(人)	938	1,013	1,021
80歳夫婦顕彰(組)	475	408	446

出所：弘前市介護福祉課

(3) 健康・生きがいの推進事業

・生涯学習の推進

公民館との連携により、高齢者の社会参加や生きがいのために多様な学習機会の提供をする。

公民館の高齢者教室による教養講座

公共体育施設での運動教室等

・65歳以上の市内公共施設の無料利用制度

65歳以上の市民が文化活動やスポーツ活動に参加しやすくなるよう、公共施設を無料で利用できる制度。

(4) 老人福祉センター、生きがいセンター等の利活用推進

(単位：人)

利用状況	令和3年度	令和4年度
	利用者数(延べ)	利用者数(延べ)
城西老人福祉センター	2,202	2,908
老人福祉センター祥風園	1,388	1,813
老人福祉センター瑞風園	21,184	26,150
鷹ヶ丘老人福祉センター	1,568	—
石川東老人福祉センター	386	—
朝陽老人福祉センター	—	231
生きがいセンター	6,241	9,064
計	32,969	40,166

出所：弘前市介護福祉課

・老人福祉センター

令和3年度 利用者数(延べ) 26,728人 生きがい教室(延べ) 804人

令和4年度 利用者数(延べ) 31,102人 生きがい教室(延べ) 422人

・生きがいセンター

令和3年度 利用者数(延べ) 6,241人 生きがい教室(延べ) 1,461人

令和4年度 利用者数(延べ) 9,064人 生きがい教室(延べ) 2,554人

※鷹ヶ丘老人福祉センター、石川東老人福祉センターは令和3年度末で廃止

朝陽老人福祉センターは令和4年7月開設

(5) 高齢者への就労支援

弘前市に居住する60歳以上の方に働く場を提供することにより、健康と生きがいの充実を図る弘前市シルバー人材センターへ支援する。

就業状況	令和3年度	令和4年度
会員数(人)	683	689
受注件数(件)	6,503	6,243
就業延べ人員(人)	59,016	59,711

出所：弘前市福祉総務課

4 認知症対策の推進

(1) 認知症の理解のための普及・啓発活動の推進

- ・認知症サポーター養成

令和4年度末現在 受講者数 累計13,135人

- ・ただいまサポート事業の実施

令和4年度末登録者数 累計158人

(令和4年度 行方不明事案1件)

(2) 早期診断・早期対応のための支援体制整備

- ・初期集中支援チームの活動

令和3年度 相談 3件 支援対象1件

令和4年度 相談 2件 支援対象2件

(3) 医療・介護等の適切な連携推進

- ・認知症ケアパスの利用促進 (介護保健福祉ガイドブックへ記載し周知を図っている)

- ・認知症地域支援推進員による相談支援の実施

- ・認知症情報連携ツールの活用 医療機関と介護福祉課で配布

(4) 認知症の人の介護者への支援

- ・認知症カフェの開催

令和4年度実施包括支援センター：第一包括、第二包括、第三包括、
東部包括、南部包括

- ・認知症の人と家族の会の「つどい」において情報共有

(5) 成年後見制度の利用を始めとする権利擁護の促進

- ・弘前圏域権利擁護支援センターによる相談支援・制度の周知

- ・市民後見人の育成

5 在宅福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉サービス

事業名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
緊急通報装置（福祉安心 電話）貸与事業	件数(回)	24	25	30
	総設置台数(台)	188	184	199
	事業費(円)	3,181,840	3,493,840	4,031,000
ねたきり高齢者等寝具 丸洗いサービス事業	実利用人員(人)	13	10	20
	実施点数(点)	37	27	60
	事業費(円)	108,048	89,633	145,000
外出支援サービス事業 (岩木地区)	実利用人員(人)	36	26	31
	延べ利用回数(回)	1,420	797	872
	事業費(円)	2,213,020	2,184,884	2,230,000
歩行安全杖支給事業	支給本数(本)	176	199	100
	事業費(円)	132,000	293,700	149,000
高齢者はり・きゅう・マッ サージ施術料助成事業	交付件数(件)	302	351	350
	事業費(円)	486,500	521,500	525,000
ねたきり高齢者等紙おむ つ支給事業	実人員(人)	81	66	93
	延べ件数(件)	310	309	372
	事業費(円)	1,490,038	1,563,650	1,893,000
在宅高齢者短期入所事業	実人員(人)	20	27	25
	延べ回数(回)	167	207	180
	市負担金(円)	636,270	800,100	685,800
	本人負担(円)	197,220	212,790	211,000

出所：弘前市介護福祉課

(2) ボランティア等の活動の支援、連携推進

- ・ひろさきボランティアセンターの開設（令和4年4月）
- ・一人暮らし高齢者等の除雪困難者への支援
- ・ほのぼのコミュニティ21推進事業（再掲）

6 施設福祉サービス等の充実（介護施設以外）

（1）入所・入居施設設置状況（令和4年度末現在）

	設置数	定員
養護老人ホーム	2か所	190人
※うち1か所は盲養護老人ホーム（定員70人）		
軽費老人ホーム	1か所	50人
ケアハウス	3か所	90人
生活支援ハウス	2か所	30人

（2）健康・生きがいづくりのための施設（再掲）

- ・老人福祉センターや生きがいセンターの設置

（3）高齢者住宅等における生活支援や情報提供

- ・高齢者世話付き住宅

緑ヶ丘（36戸）、城西二丁目（36戸）、城西五丁目（14戸）、
桜ヶ丘（62戸）、青葉（47戸）の5か所の市営住宅へ設置

- ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の設置状況（令和5年11月末）

有料老人ホーム（住宅型）	66施設	戸数	2,212戸
サービス付き高齢者向け住宅	26施設	戸数	587戸

7 介護保険事業の円滑な運営

（1）介護サービス相談体制の強化

- ・介護相談員派遣等事業

令和3年度、4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により各施設の受け入れ中止。令和5年度も再開が難しい状態。

（2）介護給付の適正化の推進

- ・要介護認定の適正化

更新申請の認定調査の一部をケアプラン作成居宅介護支援事業所以外へ委託、もしくは市職員が実施。

- ・ケアプラン点検

専門の点検員が利用者の自立支援に資する適切な内容になっているかを点検する。

- ・縦覧点検や医療給付情報と介護給付状況の突合

国保連へ作業を委託し、不適切な請求をチェックする。

- ・住宅改修・福祉用具点検事業

リハビリテーション専門職による実地点検及び助言や提案による利用者の自立支援や重度化防止。（県のアドバイザー事業利用）

- ・研修会の実施

市から一斉に情報提供を図り資質の向上を図る。

8 その他高齢者への支援

(1) 災害発生時における対策

- ・避難行動要支援者名簿の整備

名簿に基づき、避難行動の呼びかけを実施する（令和4年8月、令和5年7月）。

介護施設における避難行動計画整備の推進を図る。

(2) 感染症に対する備え

- ・介護施設における感染症対策マニュアル整備の推進を図る。

第2節 介護保険事業の実施状況

1 保険給付費の推移

介護給付等に係る総費用	令和3年度		令和4年度		令和5年度（見込）	
	計画 （千円）	実績 （千円）	計画 （千円）	実績 （千円）	計画 （千円）	見込 （千円）
居宅サービス費	9,158,619	8,604,625	9,386,349	8,562,885	9,415,181	8,531,595
地域密着型サービス費	2,861,904	2,713,267	2,910,790	2,753,404	3,177,369	2,852,168
施設サービス費	5,080,948	4,970,781	5,083,768	4,883,820	5,083,768	4,802,408
介護給付費計	17,101,471	16,288,673	17,380,907	16,200,109	17,676,318	16,186,171
介護予防サービス等	242,387	231,609	241,391	217,301	241,768	204,875
地域密着型介護予防サービス	28,072	30,750	30,509	33,745	30,509	37,368
介護予防給付費計	270,459	262,359	271,900	251,046	272,277	242,243
特定入所者介護（予防）サービス	550,084	578,098	510,919	501,607	518,704	435,237
高額介護（予防）サービス	410,651	474,978	412,625	466,413	418,908	458,002
高額医療合算	43,405	50,810	43,870	47,726	44,538	44,830
審査支払手数料	16,122	16,777	16,294	16,783	16,542	16,789
保険給付費計	18,392,192	17,671,694	18,636,515	17,483,684	18,947,287	17,383,272

出所：弘前市介護福祉課

当市における要介護認定者数は、令和5年9月末日現在10,116人で、第1号被保険者に対する要介護認定率は18.4%となっており、令和5年度における青森県平均の18.0%と比較しても高くなっている状況です。

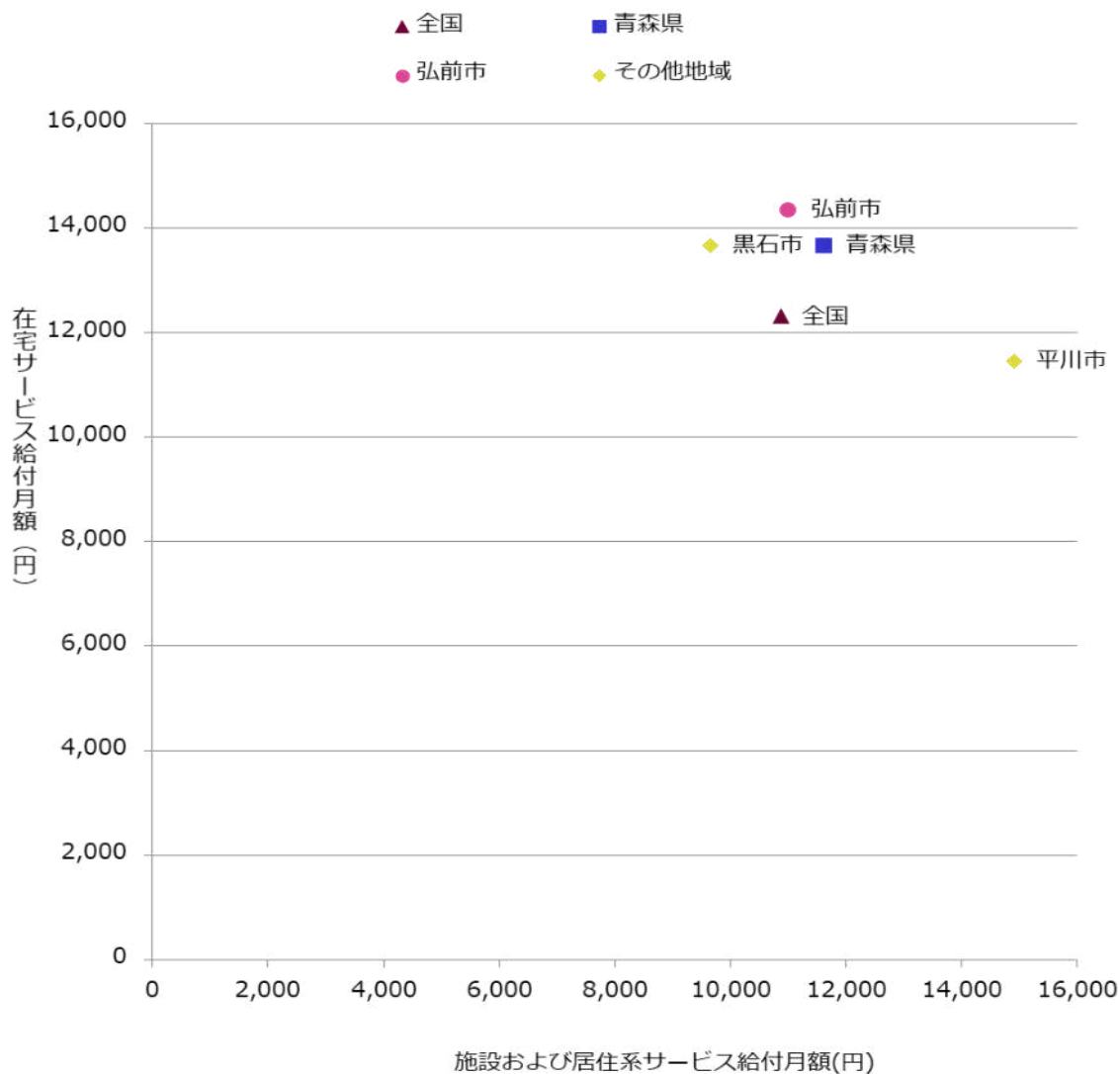
また、要介護認定者数における要介護度別構成比を見ると、令和5年度は要支援1・2の認定者は23.3%となっており、要介護1を含めた軽度の認定者割合は44.4%となっていて、比較的介護度の軽い方の利用が半数近く占めている状況です。

介護給付費は、第1号被保険者の増加に加え、有料老人ホームや通所介護事業所が増加したこともあり、右肩上がりでも推移してきましたが、令和2年度から世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に伴う、行動自粛や利用控えもあり、令和4年度においては保険給付費が減少したものであります。

サービス別に見ると、訪問介護は全国平均をみても非常に給付額が多い傾向となっております。

施設サービスについては、第8期では地域密着型介護老人福祉施設の設置を計画し、令和5年4月より1施設、同年12月より1施設開設しております。介護療養型医療施設の転換は介護医療院への転換分は済んでおります。

第1号被保険者1人あたり給付月額（在宅サービス・施設および居住系サービス）
（令和4年(2022年)）



(出所) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

2 居宅サービスの利用状況

(1) 訪問介護	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
一人ひと月当たり利用回数(回)	45.9	44.5	47.2	44.7	48.1
受給者一人当たり給付費(円)	127,874	123,498	131,635	124,497	134,137
給付費(千円)	3,871,528	3,783,867	3,969,571	3,816,215	3,925,932

出所：弘前市介護福祉課

(2) 訪問入浴介護	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
一人ひと月当たり利用回数(回)	6.1	6.8	6.1	6.5	6.1
受給者一人当たり給付費(円)	70,141	78,285	70,275	75,272	70,349
給付費(千円)	99,319	88,149	102,883	92,779	105,524

出所：弘前市介護福祉課

(3) 訪問看護	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
一人ひと月当たり利用回数(回)	9.7	9.5	9.9	8.9	10.0
受給者一人当たり給付費(円)	46,872	45,404	47,539	43,334	47,933
給付費(千円)	320,027	299,758	335,785	294,765	339,306

出所：弘前市介護福祉課

(4) 訪問リハビリテーション	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
一人ひと月当たり利用回数(回)	12.6	12.5	12.6	12.5	12.6
受給者一人当たり給付費(円)	37,294	36,118	37,336	35,390	37,167
給付費(千円)	38,130	40,571	39,518	39,498	40,229

出所：弘前市介護福祉課

(5) 通所介護 (デイサービス)	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
一人ひと月当たり利用回数(回)	8.5	8.5	8.5	8.2	8.5
受給者一人当たり給付費(円)	65,821	64,955	65,729	63,599	65,570
給付費(千円)	1,641,307	1,450,439	1,662,682	1,369,977	1,663,370

出所：弘前市介護福祉課

(6) 通所リハビリテーション (デイケア)	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
一人ひと月当たり利用回数(回)	8.5	8.0	8.5	7.9	8.5
受給者一人当たり給付費(円)	55,976	52,977	56,497	52,874	56,292
給付費(千円)	542,557	495,861	551,573	461,391	555,491

出所：弘前市介護福祉課

(7) 短期入所生活介護	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
一人ひと月当たり利用回数(回)	20.8	21.2	21.2	21.2	21.4
受給者一人当たり給付費(円)	165,120	173,236	168,894	174,876	170,870
給付費(千円)	1,040,930	903,970	1,099,291	906,826	1,142,976

出所：弘前市介護福祉課

(8) 短期入所療養介護	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
一人ひと月当たり利用回数(回)	7.3	8.2	7.3	9.1	7.3
受給者一人当たり給付費(円)	74,111	82,717	74,156	90,510	74,156
給付費(千円)	13,340	14,037	13,348	18,061	13,348

出所：弘前市介護福祉課

(9) 居宅管理療養指導	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
受給者一人当たり給付費(円)	6,581	6,596	6,583	6,739	6,581
給付費(千円)	47,544	47,348	49,371	52,929	50,070

出所：弘前市介護福祉課

(10) 特定施設入居者生活介護	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
受給者一人当たり給付費(円)	181,042	181,967	181,143	186,297	181,143
給付費(千円)	261,766	188,161	261,912	197,242	261,912

出所：弘前市介護福祉課

(11) 福祉用具貸与	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
受給者一人当たり給付費(円)	11,112	11,060	11,161	11,116	11,192
給付費(千円)	406,741	411,450	416,774	418,682	424,130

出所：弘前市介護福祉課

(12) 特定福祉用具販売	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
受給者一人当たり給付費(円)	27,568	28,654	27,575	29,809	27,575
給付費(千円)	12,669	9,539	13,004	10,400	13,004

出所：弘前市介護福祉課

(13) 住宅改修	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
受給者一人当たり給付費(円)	87,130	89,219	87,130	83,937	87,130
給付費(千円)	24,198	18,902	24,198	16,774	24,198

出所：弘前市介護福祉課

3 地域密着型サービス

(1) 認知症対応型通所 介護	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
一人ひと月当たり利用回数(回)	9.8	11.0	9.9	9.9	9.9
受給者一人当たり給付費(円)	99,041	107,677	100,981	99,811	101,615
給付費(千円)	79,629	82,527	83,612	79,217	85,357

出所：弘前市介護福祉課

(2) 地域密着型通所介護	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
一人ひと月当たり利用回数(回)	6.9	7.4	6.9	7.1	6.9
受給者一人当たり給付費(円)	51,933	55,403	51,777	54,191	52,090
給付費(千円)	241,178	242,774	244,179	249,277	248,780

出所：弘前市介護福祉課

(3) 小規模多機能型居宅 介護	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
受給者一人当たり給付費(円)	171,801	169,103	167,533	180,684	167,996
給付費(千円)	243,045	232,773	286,483	235,753	283,290

出所：弘前市介護福祉課

(4) 看護小規模多機能型 居宅介護	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
受給者一人当たり給付費(円)	207,453	242,575	207,567	248,479	208,127
給付費(千円)	102,067	135,600	102,123	139,397	174,827

出所：弘前市介護福祉課

(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
受給者一人当たり給付費(円)	154,468	128,862	158,496	131,109	158,496
給付費(千円)	38,926	5,412	36,137	16,913	36,137

出所：弘前市介護福祉課

(6) 認知症対応型共同生活介護	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
受給者一人当たり給付費(円)	256,557	254,678	256,700	255,870	256,700
給付費(千円)	2,157,059	2,014,181	2,158,256	2,032,897	2,158,256

出所：弘前市介護福祉課

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
受給者一人当たり給付費(円)	—	—	—	—	274,026
給付費(千円)	—	—	—	—	190,772

出所：弘前市介護福祉課

4 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
受給者一人当たり給付費(円)	264,132	262,302	264,279	266,044	264,279
給付費(千円)	2,190,183	2,180,779	2,191,398	2,155,487	2,191,398

出所：弘前市介護福祉課

(2) 介護老人保健施設	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
受給者一人当たり給付費(円)	274,201	274,208	274,354	274,751	274,354
給付費(千円)	2,556,654	2,529,847	2,558,073	2,447,758	2,588,073

出所：弘前市介護福祉課

(3) 介護医療院	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
受給者一人当たり給付費(円)	309,229	313,843	309,401	311,028	309,401
給付費(千円)	278,306	222,201	278,461	243,224	278,461

出所：弘前市介護福祉課

(4) 介護療養型医療施設	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画
受給者一人当たり給付費(円)	273,554	227,267	273,706	222,329	273,706
給付費(千円)	55,805	37,954	55,836	37,351	55,836

出所：弘前市介護福祉課

※受給者一人当たり給付費は各サービスにおける総給付費÷総利用者数
(予防給付含む)

第4章 第9期計画における基本目標

第1節 基本目標

高齢者が地域の中で生きがいと役割、居場所を持ち、自立と尊厳を保ちながら、健康で安心して社会生活を送れるまち

当市の最上位計画である「弘前市総合計画」(2019年3月策定)において、人口減少、少子高齢化が進展する令和22年(2040年)を見据えつつ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)の人口構造の大きな変化と諸課題にしっかりと対応するため、「みんなで創り みんなをつなぐ あずましいりんご色のまち」を将来都市像と定めるとともに、後期基本計画(令和5年度(2023年度)～令和8年度(2026年度))においては、「健康都市弘前」を基軸に据えて、「ひとの健康」「まちの健康」「みらいの健康」の実現に向けて取り組んでいます。

令和7年(2025年)を計画期間中に迎える中、高齢者が年齢にとらわれることなく、主体的に活動し、自立した生活を送り、また介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるような社会を構築することが必要となっています。弘前市地域福祉計画においても、「ともに支え合い 誰もがいきいきと暮らせる 地域共生社会の実現」を基本理念に、すべての市民が互いに支え合っていく地域共生社会の実現に向けて、社会福祉を推進することとしています。

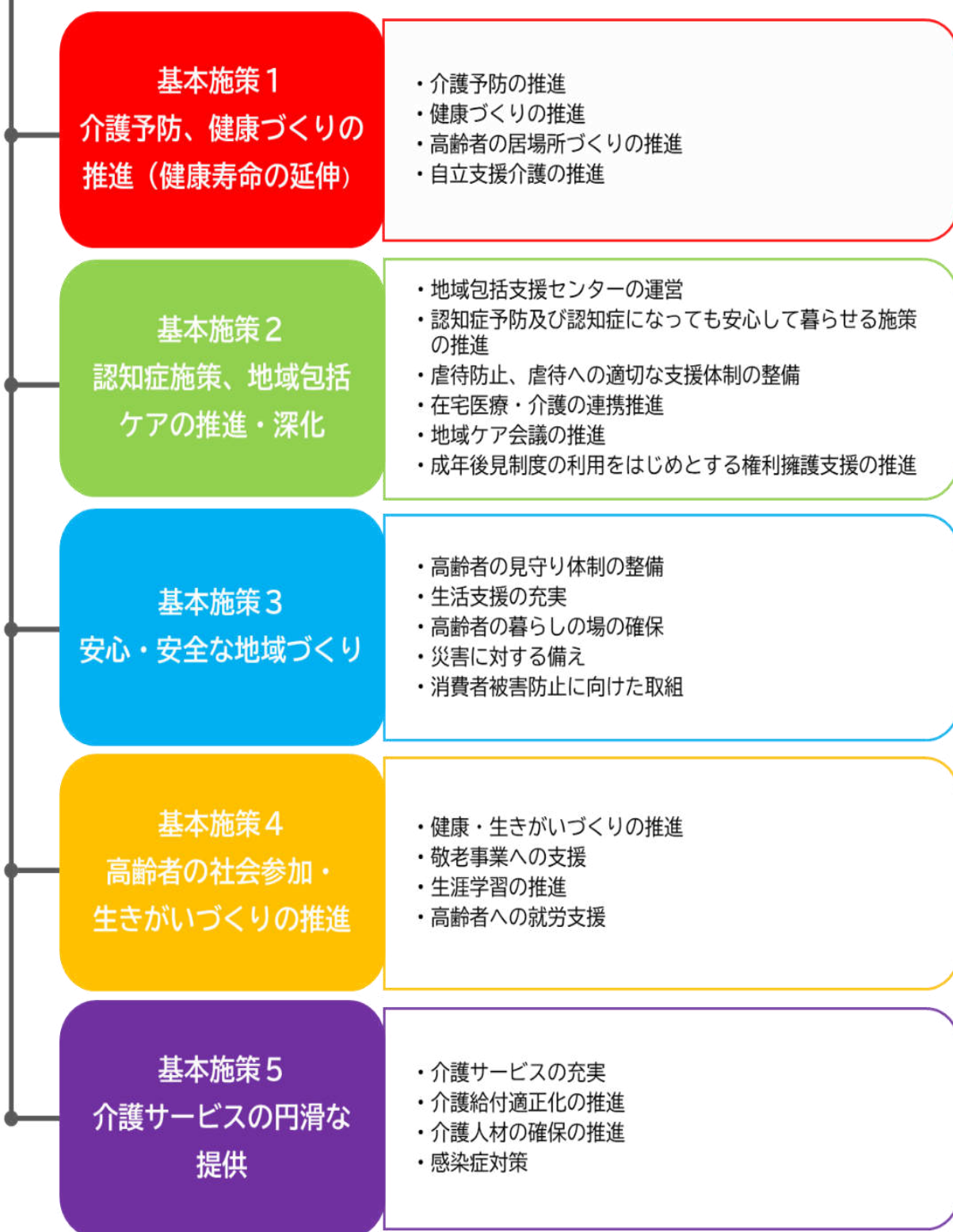
当市の第9期計画では、第8期計画で様々な取組を実施した介護予防と自立支援介護を継続していくことで、高齢者が要介護状態にならないよう、またはそれを遅らせていき、生き生きと日常生活を送れるように取組を進めていきます。地域課題や地域活性化に取り組む市民活動による市民力と連携・協働することとあわせ、高齢者が年齢にとらわれることなく、地域住民主体の高齢者ふれあいの居場所の運営や助け合いによる地域ボランティアなどの生活支援体制において役割を持つことで、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進します。

また、認知症高齢者等が希望を持って地域の中で暮らせるように、やさしい地域づくりに向けた取組も推進し、介護が必要となった方々に対して、適切なサービスが提供されるよう支援します。

第2節 施策体系

～基本目標～

高齢者が地域の中で生きがいと役割、居場所を持ち、自立と尊厳を保ちながら、健康で安心して社会生活を送れるまち



《「持続可能な開発目標（SDGs）」と本計画》

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals（以下、SDGs））は、2015（平成 27）年 9 月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール、169 のターゲットから構成された、2030 年までの国際開発目標です。

当市は、2023 年度 SDGs 達成に向けて優れた取組を提案した自治体として、青森県内自治体で初めて「SDGs 未来都市」に選定されました。

選定された「青森県弘前市 SDGs 未来都市計画」では、SDGs に取り組む姿勢をより明確にし、後期基本計画と連動して推進するとしております。

本計画においては、関連が深い以下の目標を達成するために、地域包括ケアシステムを中核とする地域共生社会の実現を目指す取組を進めてまいります。



ロゴ：国連広報センター作成

【本計画と関わりが深い項目】



基本施策 1 介護予防、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）	○	○		○
基本施策 2 認知症施策及び地域包括ケアの推進・深化	○	○		○
基本施策 3 安心・安全な地域づくり	○	○		○
基本施策 4 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進	○	○		○
基本施策 5 介護サービスの円滑な提供	○	○	○	○

第5章 基本施策

第1節 介護予防、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

基本施策1 介護予防、健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

- 1 介護予防の推進
- 2 健康づくりの推進
- 3 高齢者の居場所づくりの推進
- 4 自立支援介護の推進

【現状】

- ・令和5年3月末時点で介護認定を受けている高齢者は10,010人で認定率は18.5%であり、年々ゆるやかに減少している。
- ・高齢者人口は54,361人となり今後緩やかに減少に向かうと推計されている。
- ・後期高齢者の割合は53.4%と年々増加、今後も令和17年（2035年）頃までは増加が見込まれている。
- ・ニーズ調査によると、介護が必要となった理由として、「高齢による衰弱」が最多の28.0%、「骨折・転倒」が17.2%
- ・ニーズ調査によると、「運動器の機能低下リスク」に該当が16.6%
- ・ニーズ調査によると、「閉じこもりのリスク」に該当する週1回以下の外出頻度の方が24.8%と、前回調査より2.9ポイント増加
- ・ニーズ調査によると、「うつリスク」に該当が46.9%
- ・上記調査結果から要介護となるリスクの高い高齢者が相当程度存在していることがうかがえる。

【課題】

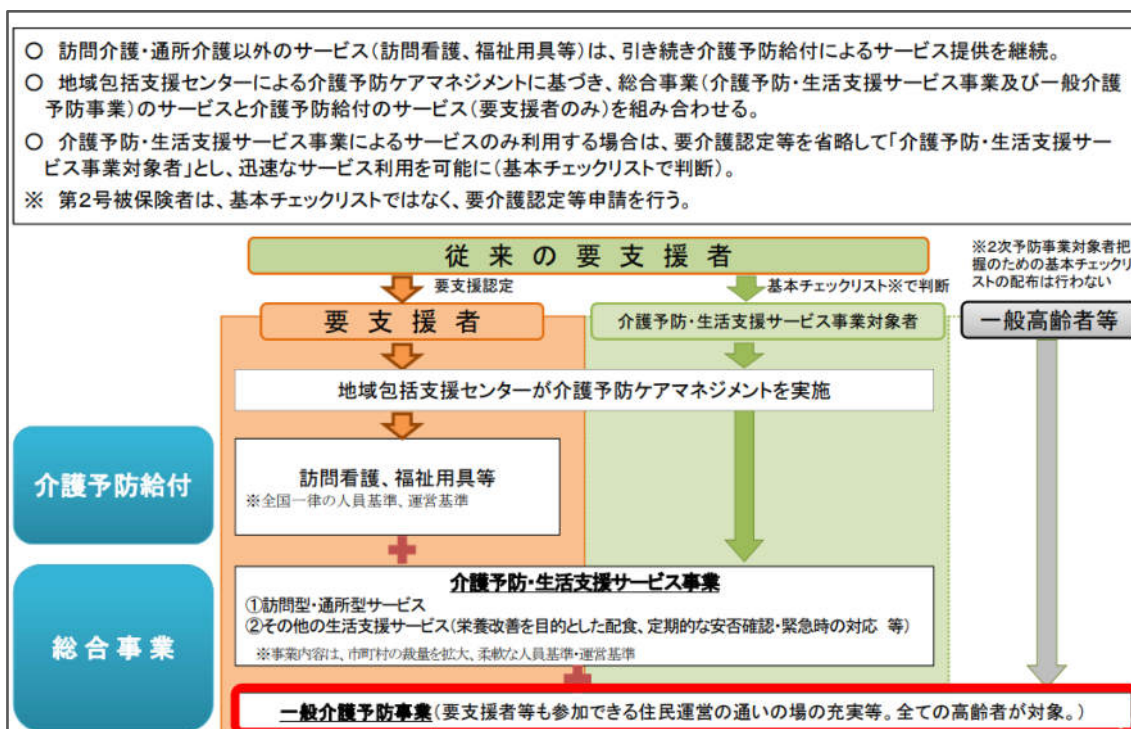
- ・加齢に伴い、心身機能が低下した状態であるフレイルとなるリスクが高い高齢者の増加が懸念される。
- ・全国平均と比べて低い平均寿命であることから、生活習慣病の予防など健康寿命の延伸に向けた取組の更なる推進が必要。
- ・できるだけ高齢者が健康で要介護状態にならない、または遅らせるような取組の更なる推進が必要。

基本施策の指標と目標値

指標		現状値		目標値	
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	要介護認定を受けていない高齢者の割合	81.4%	81.6%	81.8%	82.0%
②	高齢者介護予防運動教室事業に参加した市民の延べ人数	36,374人	40,000人	41,500人	43,000人
③	生きがいを感じている高齢者の割合	66.6%	68.0%	69.0%	70.0%

※ 指標の説明 指標①：(高齢者数 - 第1号被保険者認定者数) ÷ 高齢者数
 指標③：「弘前市市民意識アンケート」における「生きがいを感じていますか」という設問に、「感じている」と回答した60歳以上の市民の割合

総合事業の概要



出所：厚生労働省ホームページ Microsoft PowerPoint - 介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方(基礎資料・HP用) (mhlw.go.jp)

1 介護予防の推進

要支援者や事業対象者の自立支援を図る目的として介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、高齢者介護予防運動教室や健康講座などの実施や高齢者ふれあい居場所などへリハビリ専門職の派遣を行う地域リハビリテーション活動支援事業等を通じて、介護予防活動の機能強化に努めていきます。

《主な事務事業》

事業名	概要
介護予防・生活支援サービス事業	<p>訪問型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護相当サービス（旧介護予防訪問介護に相当するサービス） ・訪問型サービスA（生活支援サービスの名称で実施） ・訪問型サービスB（地域型ヘルパーサービスの名称で実施） <p>通所型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護相当サービス（旧介護予防通所介護に相当するサービス） ・通所型サービスA（生きがい型デイサービスの名称で実施） ・通所型サービスB（地域型デイサービスの名称で実施） ・通所型サービスC（短期集中型の筋力向上トレーニング） <p>第8期計画期間に実施したサービスを引き続き第9期期間においても継続して実施していきます。</p>
介護予防ケアマネジメント	<p>要支援者等の自立支援を目的として、心身の状況や置かれている環境に応じて、訪問型サービス、通所型サービスのほか、一般介護予防事業や当市の施策、民間企業等により実施される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行います。</p>
自立支援介護研修会「認知症あんしん生活実践塾」【再掲】	<p>認知症の重度化予防や症状の改善を目指し、自立支援介護の基本ケアを実践する介護保険施設や家族向けの講習を開催します。</p>
パワーリハビリテーション推進事業【再掲】	<p>自立支援介護に取り組むパワーリハビリテーション事業者で組織する「弘前市パワーリハビリテーション推進協議会」に対して補助金を交付し取組みを支援します。</p>
在宅患者訪問歯科診療事業	<p>歯科医師が在宅のねたきり高齢者、身体障がい者等を訪問し、歯科診療や口腔衛生指導を行い、対象者の健康保持を図ります。</p>
地区での健康教室（健康増進課）	<p>高齢者の身近な場所である地域の公民館や集会所等において、地区組織と連携し、介護予防や健康増進に関する内容の健康講座等を行います。</p>

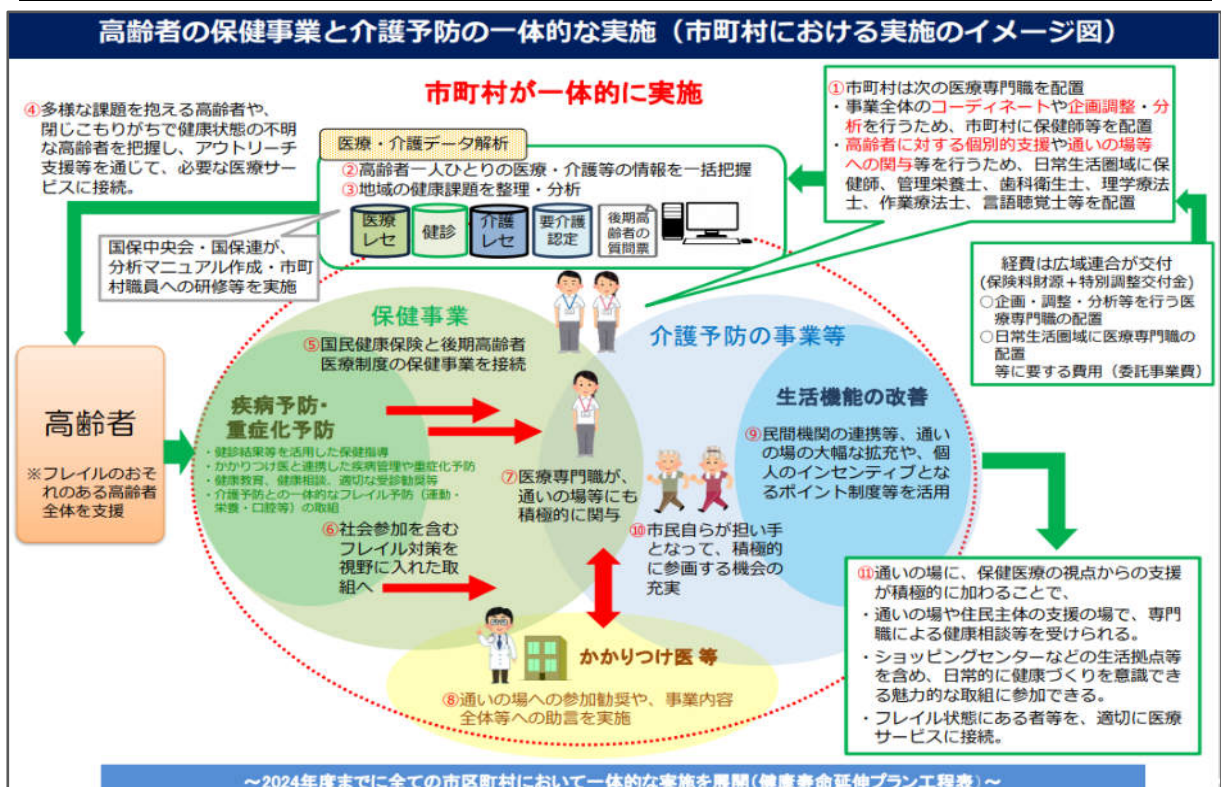
事業名	概要
高齢者介護予防運動教室事業	<p>・高齢者健康トレーニング教室 高齢者の健康寿命をできるだけ伸ばし要介護状態にならないよう、専用のトレーニングマシンを使用したトレーニング教室をヒロロスクエア、星と森のロマンピア、温水プール石川で開催します。</p>
	<p>・筋力向上トレーニング教室 地域の公民館等において、通所型サービスCの運動器の機能向上マニュアルによる運動を実施し、介護予防や健康増進を図ります。</p>
	<p>・パワーリハ運動教室 高齢者健康トレーニング教室と同様のパワーリハビリテーションマシンを設置している介護事業者（デイサービスセンターなど）で、要介護・要支援認定者が介護サービスを利用していない時間を活用し、高齢者がトレーニングできる環境づくりに取り組めます。</p>
	<p>・口腔ケア教室 地域の集会所等で高齢者の嚥下機能の低下防止や口腔機能向上等の口腔ケアに関する健康教室を開催し、介護予防や健康増進を図ります。</p>
高齢者ふれあい居場所づくり事業	<p>地域の公民館や集会所、個人宅を利用し、人々の交流を目的とした高齢者の居場所づくりを支援することによって、これまでに37か所の居場所（令和5年9月末現在）が設置されていますが、毎年度10か所の新たな居場所の設置を目指して、高齢者の社会参加を促し、地域における支え合い活動の推進を図ります。</p>
地域リハビリテーション活動支援事業	<p>地域における介護予防の取組の機能を強化するために、介護サービス事業者、高齢者ふれあい居場所を運営している団体に、理学療法士などのリハビリテーション専門職を派遣し、介護予防の取組を総合的に支援します。</p>

2 健康づくりの推進

高齢者介護予防運動教室事業や各体育施設によるスポーツ教室を通じて高齢者の体力増進を図るとともに、健康講座や在宅患者訪問歯科診療事業、生活習慣病の予防に取り組む高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業等を通じた健康保持や介護予防に努めていきます。

《主な事務事業》

事業名	概要
在宅患者訪問歯科診療事業【再掲】	歯科医師が在宅のねたきり高齢者、身体障がい者等を訪問し、歯科診療や口腔衛生指導を行い、対象者の健康保持を図ります。
地区での健康教室（健康増進課）【再掲】	高齢者の身近な場所である地域の公民館や集会所等において、地区組織と連携し、介護予防や健康増進に関する内容の健康講座等を行います。
高齢者介護予防運動教室事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者健康トレーニング教室 ・筋力向上トレーニング教室 ・パワリハ運動教室 ・口腔ケア教室
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（国保年金課）	<p>健診・医療・介護等データの一体的な分析を実施し、地域の健康課題を明確にし、関係機関との連携を行います。</p> <p>地域住民に対しては、糖尿病や高血圧などの生活習慣病等重症化予防のため個別的支援（ハイリスクアプローチ）と、生活習慣病からのフレイル、認知症予防等のための健康教育、健康相談（ポピュレーションアプローチ）を実施します。</p>



出所：厚生労働省ホームページ PowerPoint プレゼンテーション (mhlw.go.jp)

3 高齢者の居場所づくりの推進

地域の公民館や集会所、個人宅等を利用し、交流を目的とした高齢者の居場所づくりを支援することによって、高齢者の社会参加を促し、地域における支え合い活動の推進を図ります。

《主な事務事業》

事業名	概要
高齢者ふれあい居場所づくり事業【再掲】	地域の公民館や集会所、個人宅等を利用し、人々の交流を目的とした高齢者の居場所づくりを支援することによって、これまでに37か所の居場所（令和5年9月末現在）が設置されていますが、毎年度10か所の新たな居場所の設置を目指して、高齢者の社会参加を促し、地域における支え合い活動の推進を図ります。
地域リハビリテーション活動支援事業【再掲】	地域における介護予防の取組の機能を強化するために、介護サービス事業者、高齢者ふれあい居場所を運営している団体に、理学療法士などのリハビリテーション専門職を派遣し、介護予防の取組を総合的に支援します。
生活支援体制整備事業【再掲】	市全体レベルの生活支援サービスの開発等を行う第一層生活支援コーディネーターの配置に加え、日常生活圏域の第二層生活支援コーディネーターの配置も行い、地域の支え合い体制づくりを進めていきます。

4 自立支援介護の推進

一般高齢者が要介護状態にならないこと、または遅らせるようにすること、並びに要介護認定を受けた人の介護度の改善を図ること、及び重度化予防することを目的とした取組として、認知症の重度化予防や症状の改善を目指す「認知症あんしん生活実践塾」の開催や、「弘前市パワーリハビリテーション推進協議会」が行う事業者間の知識や技術の共有によるスキルアップ、自立支援介護の普及啓発の活動へ支援を行うなど自立支援介護の推進を図ります。

《主な事務事業》

事業名	概要
自立支援介護研修会 「認知症あんしん生活実践塾」	認知症の重度化予防や症状の改善を目指し、自立支援介護の基本ケアを実践する介護保険施設や家族向けの講習を開催します。
パワーリハビリテーション推進事業	「弘前市パワーリハビリテーション推進協議会」に補助金を交付し、事業者間での知識や技術の共有など、スキルアップや効果の検証等の自主的な取組に対して支援を行い、自立支援介護の取組を推進します。

第2節 認知症施策、地域包括ケアの推進・深化

基本施策2 認知症施策、地域包括ケアの推進・深化

- 1 地域包括支援センターの運営
- 2 認知症予防及び認知症になっても安心して暮らせる施策の推進
- 3 虐待防止、虐待への適切な支援体制の整備
- 4 在宅医療・介護の連携推進
- 5 地域ケア会議の推進
- 6 成年後見制度の利用をはじめとする権利擁護支援の推進

【現状】

- ・高齢化率が令和5年2月1日で33.11%と前年比で0.35ポイント増加している。また、県平均は34.38%（前年度比0.43ポイント増）である。
- ・ニーズ調査によると、自分や家族に「認知症」の症状があるとした割合は11.3%
- ・ニーズ調査によると、認知症に関する相談窓口を知っている割合は23.0%
- ・ニーズ調査によると、地域包括支援センターを知っている割合は54.3%
- ・ニーズ調査によると、地域で暮らし続けていくために必要なサービスは「見守り・声掛け」が最多の43.2%
- ・ニーズ調査によると、数日寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人が誰もいない割合が7.7%
- ・津軽圏域における病院とケアマネジャーの入退院調整ルールの手引きは一定程度活用されている。（ルールの順守率99.6%）
- ・認知症サポーター受講者数は累積13,135人となっている。（令和4年度末現在）
- ・「これからノート」（終活ノート）の令和4年度配布部数は2,500部（当初1,500部、追加で1,000部）

【課題】

- ・地域包括支援センターのより一層の周知と体制強化
- ・認知症に対する正しい知識の更なる普及・啓発
- ・認知症を出来るだけ早期に発見し、適切な医療や介護サービスに繋ぐ体制
- ・認知症やそれを支える家族が地域の人や専門家と理解し合える環境づくり

- ・ 自宅で最期を迎えたい高齢者に必要な医療と介護の連携体制の充実
- ・ 「地域ケア個別会議」などで出された高齢者個人の問題解決から見える、地域課題への対応
- ・ 判断能力が不十分となった高齢者を法的に支援する「成年後見制度」相談窓口の一層の周知

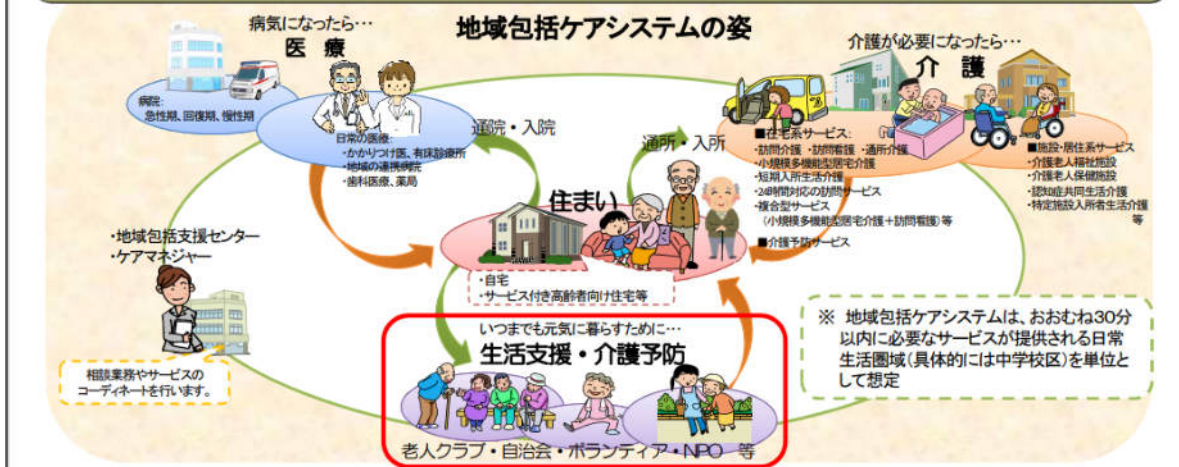
基本施策の指標と目標値

指標	現状値	目標値		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 地域包括支援センター訪問延べ件数	8,424 件	9,500 件	9,500 件	9,500 件
② 認知症に関する相談窓口を知っている割合	23.0%	25.0%	30.0%	35.0%
③ 安心カードの配布枚数	379 枚	400 枚	400 枚	400 枚

※指標の説明 指標②：「弘前市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における「認知症に関する相談窓口を知っていますか」という設問に、「はい」と回答した市民の割合

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



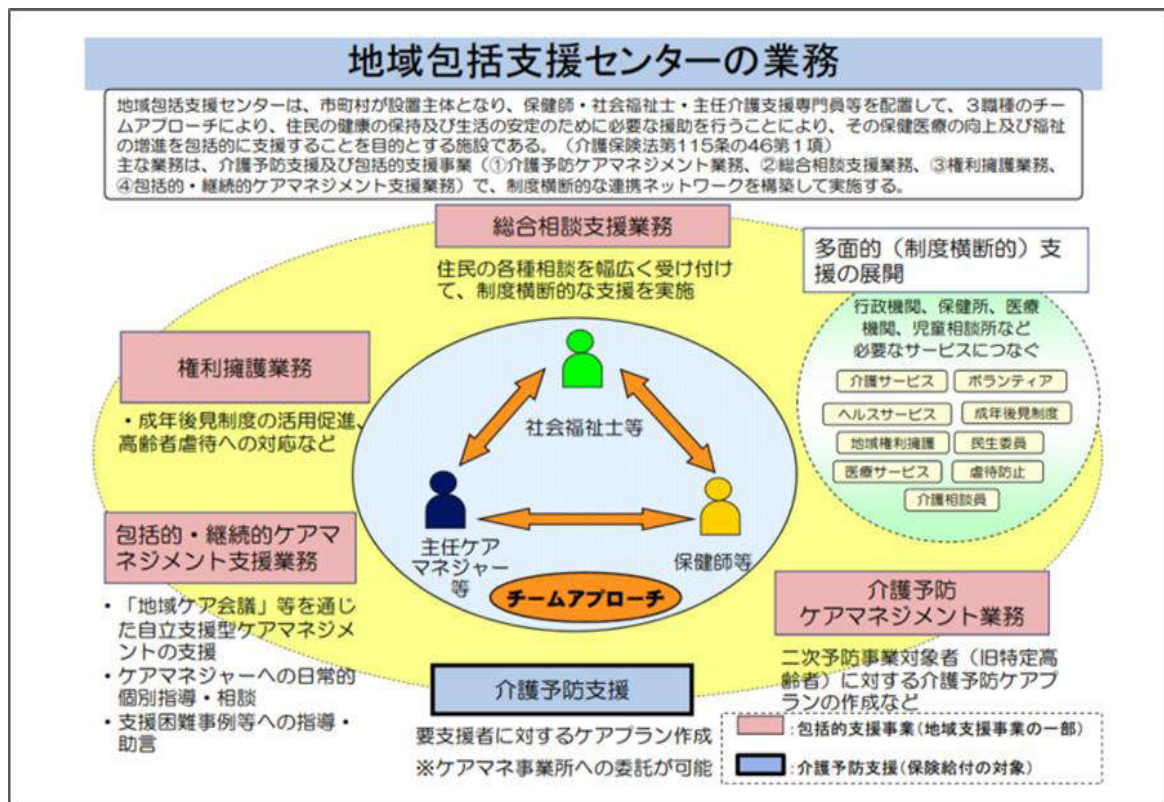
出所：厚生労働省ホームページ Microsoft PowerPoint - 介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方（基礎資料・HP用）（mhlw.go.jp）

1 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、住民の健康の保持及び生活の安定に必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的として、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメントなどの業務を行っており、複雑多様化する相談に対応できるよう基幹型地域包括支援センターの設置も含めた、重層的な相談・支援体制の構築を進めます。

《主な事務事業》

事業名	概要
地域包括支援センター運営事業	<p>市内7か所に地域包括支援センターを設置し、地域の住民の利便性を考慮して、地域包括支援センターにつなぐための役割として15か所の在宅介護支援センターを窓口として設けています。</p> <p>地域包括支援センターが果たす役割は増加しており、第8期において職員の増員を行っていますが、事業対象者の増加、8050問題など複数の問題を抱えた高齢者世帯への対応、高齢者虐待、認知症高齢者対応数の増加などによる業務量の増大に対応していくため、更なる体制の強化が必要となっていることから、第9期において職員の増員を検討するとともに、基幹型地域包括支援センターの設置も含めた、重層的な相談・支援体制の構築を進めます。</p>



出所：厚生労働省ホームページ（リンク2）地域包括支援センターの概要（mhlw.go.jp）

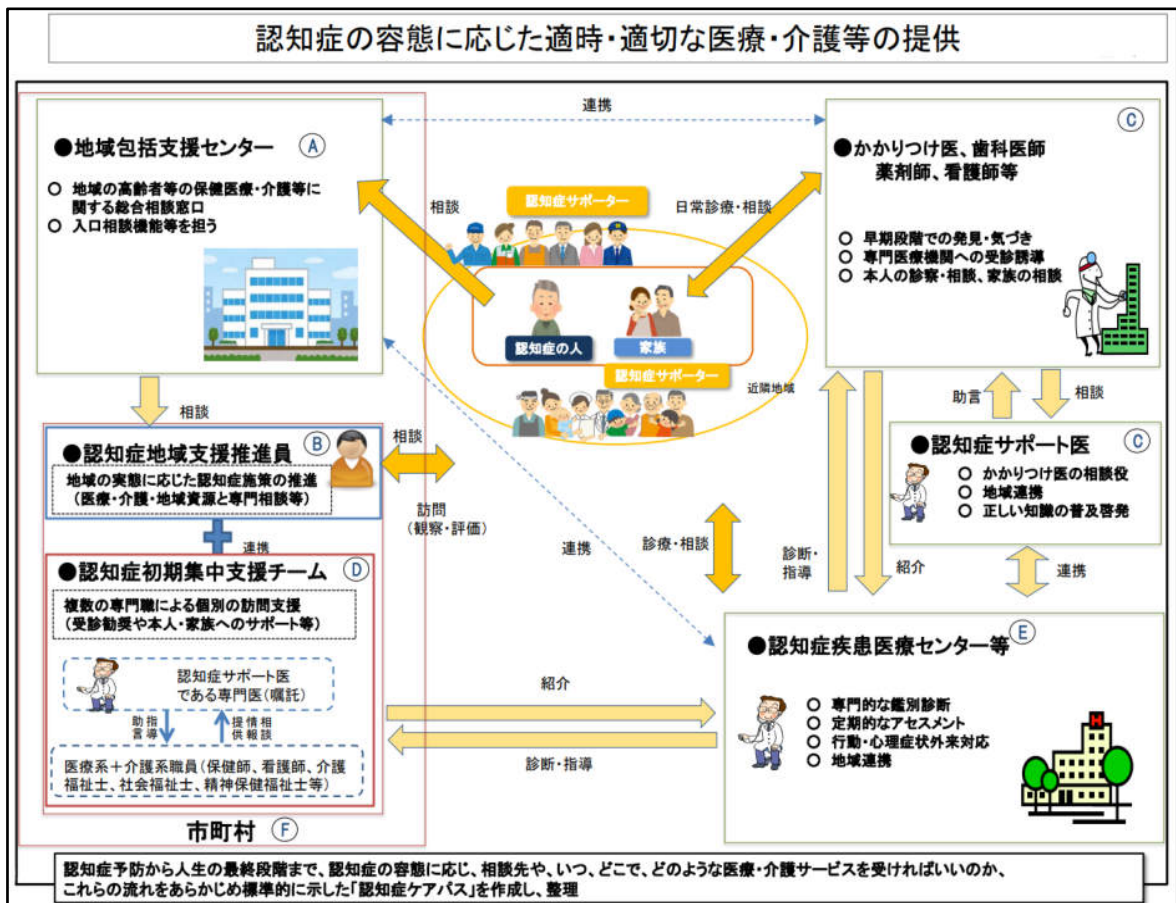
2 認知症予防及び認知症になっても安心して暮らせる施策の推進

認知症の有病率は年齢とともに高まることが知られています。厚生労働省の発表では、現在、65歳以上の約7人に1人が認知症であると推計されています。認知症高齢者の割合は増加し、2025年には高齢者の5人に1人、国民の17人に1人が認知症になるものと見込まれ、今や認知症は誰もがかわる可能性のある身近な病気です。当市においては、高齢化のピークを迎えつつあり、後期高齢者人口が今後も増加していく中で、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って地域で暮らすことができるよう、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるように、「認知症サポーター」の養成に引き続き努めていきます。

そのための地域づくりの一つとして「ただいまサポート事業」を展開するとともに、認知症の人や家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いに理解し合う「認知症カフェ」の設置や、「家族の集い」の取組みを推進していきます。

また、加齢性難聴は認知症の発症リスクが高いという研究報告がされており、発症リスク低減のためにも、県へ高齢軽度・中等度難聴者へ補聴器購入に係る助成制度の実施について要望を行います。

認知症の早期発見、早期診断及び早期対応を図り自立生活のサポートを行う「初期集中支援チーム」の活動を推進していきます。



出所：厚生労働省ホームページ Microsoft Word - 【資料2】1 認知症施策推進大綱本文(案)取れ版 (mhlw.go.jp)

《主な事務事業》

事業名	概要
<p>認知症地域支援・ケア向上事業</p> <p>(認知症ケアパスの利用推進)</p> <p>(認知症カフェの推進)</p> <p>(認知症情報連携ツールの普及)</p>	<p>認知症に係る医療・介護サービスの標準的な流れを示して作成している「認知症ケアパス」について、定期的に記載内容を確認・更新していき、認知症の人や家族、医療・介護関係者等で共有され、適切に切れ目なくサービスが提供されるように活用を推進していきます。</p> <p>「認知症カフェ」等を通じて、認知症の人や家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合える取組を推進していきます。</p> <p>医療・介護関係者間で認知症の方の情報を共有するためのツールである「認知症情報連携ツール」を活用し、認知症の方やその家族がより適切な医療や介護サービスの提供を受けられるよう努めていきます。</p>
<p>認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業</p> <p>(「チームオレンジ」の構築)</p>	<p>認知症地域支援推進員とともに「チームオレンジ」の構築に向けた体制作りを推進していきます。</p> <p>※チームオレンジとは、市町村がコーディネーターを配置し地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ研修を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み</p>
<p>認知症初期集中支援推進事業</p> <p>(認知症初期集中支援チーム事業)</p>	<p>医療・介護の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及び家族を訪問し必要な医療や介護の初期支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の活動を継続していきます。</p> <p>また、関係機関・団体で構成される認知症初期集中支援チーム検討委員会において、定期的に初期集中支援チームの活動状況について、評価・検討していきます。</p> <p>市民に対しては、認知症初期集中支援チームについての周知を行い、早期に支援を受けていくことにつながるよう努めていきます。</p>
<p>弘前市認知症高齢者等たぐいまサポート事業</p>	<p>認知症サポーターの養成や、認知症の人が外出して帰宅できない時のサポート体制である「たぐいまサポート事業」を継続し、協力していただける企業等を増やしていくように努めるとともに、認知症の人を発見した時に適切に対応できるよう、各地域において「たぐいまサポート訓練」を開催していきます。</p>

事業名	概要
これからノート (終活ノート)の 普及	<p>これからノート(終活ノート)はこれまでの人生を振り返り、これからの人生をどう歩んでいくか、自分の思いを記すノートです。自分らしい生き方を選択し、大切な人と共有するきっかけとなるように介護福祉課の窓口で説明しながら配布しています。</p>
成年後見制度の利 用をはじめとする 権利擁護支援の促 進【再掲】	<p>認知症などにより判断能力が不十分となった人を法律的に支援する「成年後見制度」の利用をはじめとする権利擁護支援を促進するため、弘前圏域8市町村で共同運営する弘前圏域権利擁護支援センターにおいて相談支援・広報啓発に取り組みます。</p> <p>併せて、今後も「成年後見制度」の利用増加が見込まれるため、成年後見人等の担い手として市民後見人の確保・育成を進めていきます。</p>

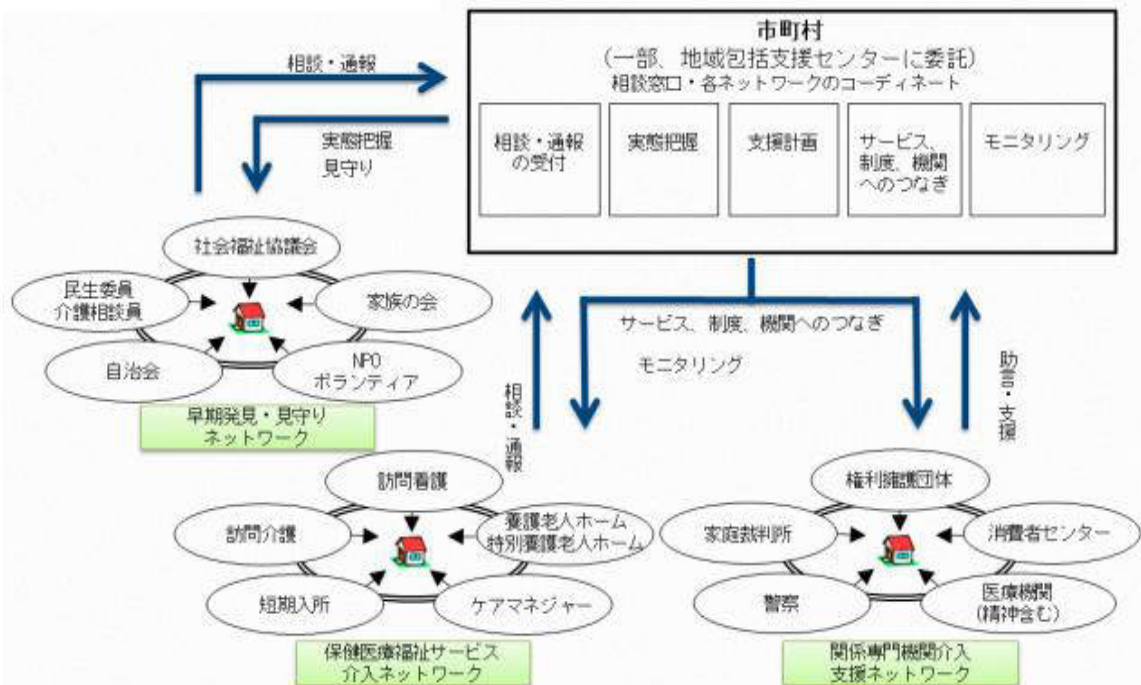
3 虐待防止、虐待への適切な支援体制の整備

配偶者や親族などの養護者等による身体的、精神的、経済的虐待から高齢者の安全を確保するために「弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル」を運用し、虐待の早期発見や早期対応、関係機関との連携を図り支援を行います。

《主な事務事業》

事業名	概要
高齢者虐待防止に関する周知と関係機関の連携	介護福祉課と地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。
成年後見制度の利用をはじめとする権利擁護支援の促進【再掲】	認知症などにより判断能力が不十分となった人を法律的に支援する「成年後見制度」の利用をはじめとする権利擁護支援を促進するため、弘前圏域8市町村で共同運営する弘前圏域権利擁護支援センターにおいて相談支援・広報啓発に取り組みます。 併せて、今後も「成年後見制度」の利用増加が見込まれるため、成年後見人等の担い手として市民後見人の確保・育成を進めていきます。

高齢者虐待防止ネットワーク構築例



※委託型の地域包括支援センターについても、市町村と綿密な連携を取り対応することが必要です。

出所：厚生労働省ホームページ 3n-2375023-本文 A4-x4.indd (mhlw.go.jp)

4 在宅医療・介護の連携推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療機関と介護事業者等の関係者の連携を図ることを目的として弘前市医師会へ委託し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築、在宅医療・介護事業所との連携に関する相談支援、住民への普及啓発、医療・介護関係者の研修等を行っており、更なる連携強化に努めていきます。

また、高齢者のライフサイクルを意識した医療と介護が主に共通する4つの場面において、下記のとおり目指すべき姿を設定し取組を推進します。

【4つの場面】

①日常の療養支援

市民の日常の療養生活を医療・介護関係者の多職種連携により支援することで、医療と介護の両方を必要とする市民が、望む場所で長期にわたり安心して生活できる。

②入退院支援

入退院時に医療機関、介護事業者等が情報を共有し連携することで、スムーズに適切な医療・介護サービスが提供され、市民が望む日常生活を送ることができる。

③急変時の対応

医療・介護・消防（救急）が円滑に連携することで、在宅で療養生活を送る市民が急変時においても本人の意志が尊重された対応が行われる。

④看取り

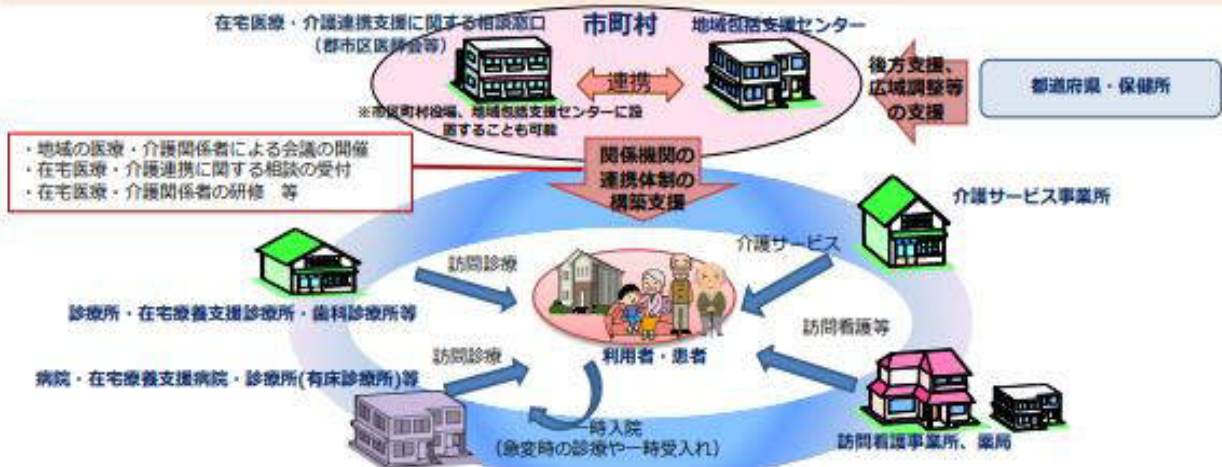
医療・介護関係者が、市民の最終段階における意志を理解し支援することで、本人が望む場所で最期まで安心して過ごすことができる。

《主な事務事業》

事業名	概要
在宅医療・介護の連携推進	在宅医療において中心的な役割を担っている弘前市医師会に在宅医療・介護連携推進のための事業を委託し実施しています。在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置や情報共有を図るためのツールの活用支援のほか、地域住民に対する講演会、医療・介護関係者の研修を行うなど多職種連携に向けて今後も取り組んでいきます。

在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関(※)が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。
 - (※) 在宅療養を支える関係機関の例
 - ・診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等 (定期的な訪問診療等の実施)
 - ・病院・在宅療養支援病院・診療所(有床診療所)等 (急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施)
 - ・訪問看護事業所、薬局 (医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、着取りケアの実施等)
 - ・介護サービス事業所 (入浴、排せつ、食事等の介護の実施)
- このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



出所：厚生労働省老健局老人保健課：在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.3 (2020年3月) より

5 地域ケア会議の推進

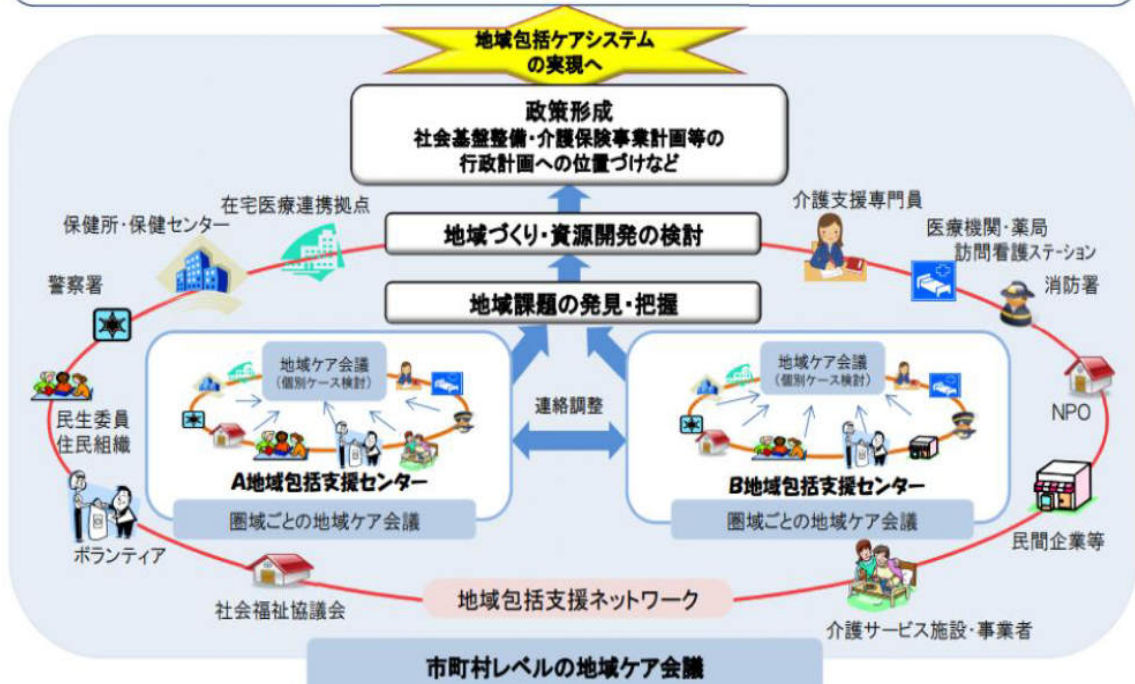
高齢者個人の抱える課題解決のため、医療や介護等の専門職や民生委員等が集まり支援の充実に向けた検討を行う「地域ケア個別会議」と、課題解決の中で見えてきた地域課題を、多職種や地域の住民等が集まり地域づくりにつなげるための検討を行う「地域ケア推進会議」を開催していきます。

《主な事務事業》

事業名	概要
地域ケア会議の推進	地域包括ケアシステムを構築するうえで、地域課題の把握、地域づくり、政策形成を行う機能を有する地域ケア会議が重要な役割を担っています。適切に地域ケア会議を運営していくために、地域包括支援センターの運営、課題抽出、課題解決などに対する支援の継続が必要となります。また、各地域包括支援センターが地域課題として抽出したなかで、市全体の課題とすべき内容は、当市が主催する会議で対策等を検討していきます。

「地域ケア会議」を活用した個別課題解決から地域包括ケアシステム実現までのイメージ

- 地域包括支援センター(又は市町村)は、多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの地域ケア会議を開催するとともに、必要に応じて、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するための地域ケア会議を開催する。
- 市町村は、地域包括支援センター等で把握された有効な支援方法を普遍化し、地域課題を解決していくために、代表者レベルの地域ケア会議を開催する。ここでは、需要に見合ったサービス資源の開発を行うとともに、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを連結させて、地域包括ケアの社会基盤整備を行う。
- 市町村は、これらを社会資源として介護保険事業計画に位置づけ、PDCAサイクルによって地域包括ケアシステムの実現へとつなげる。



出所：厚生労働省ホームページ（リンク3-1）地域ケア会議の概要（mhlw.go.jp）

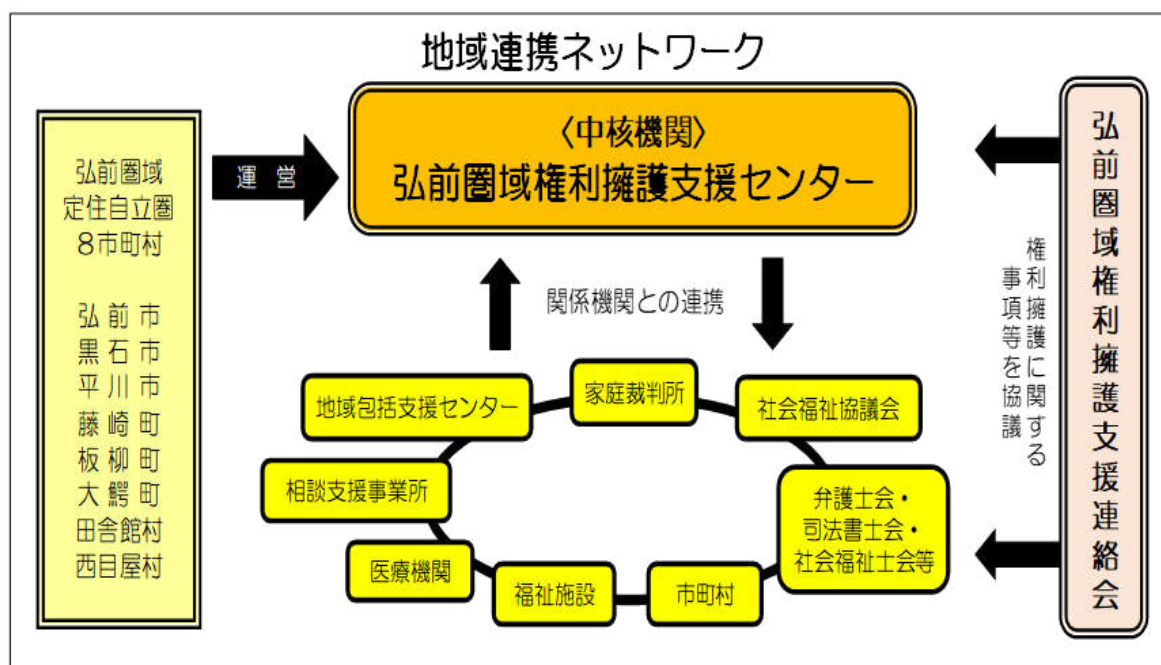
6 成年後見制度の利用をはじめとする権利擁護支援の推進

認知症などにより判断能力が不十分な人の権利擁護を支える「成年後見制度」は、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える重要な役割を果たしています。

成年後見制度の利用をはじめとする権利擁護支援の推進にあたっては、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援活動における共通基盤となる考え方として位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実を図るための取組みを進めていきます。

《主な事務事業》

事業名	概要
成年後見制度の利用をはじめとする権利擁護支援の促進	<p>認知症などにより判断能力が不十分となった人を法的に支援する「成年後見制度」の利用をはじめとする権利擁護支援を促進するため、弘前圏域8市町村で共同運営する弘前圏域権利擁護支援センターにおいて相談支援・広報啓発に取り組みます。</p> <p>併せて、今後も「成年後見制度」の利用増加が見込まれるため、成年後見人等の担い手として市民後見人の確保・育成を進めていきます。</p>



出所：弘前市福祉総務課

第3節 安心・安全な地域づくり

基本施策3 安心・安全な地域づくり

1 高齢者の見守り体制の整備

2 生活支援の充実

3 高齢者の暮らしの場の確保

4 災害に対する備え

5 消費者被害防止に向けた取組

【現状】

- ・ニーズ調査によると、「ひとり暮らし」「夫婦二人暮らし」の割合は52.5%で前回の調査から変化はしていない。
- ・ニーズ調査によると、住まいを「持ち家」と答えた割合は、87.9%で前回より3.7ポイント増加
- ・高齢者が安心して入所できる介護保険以外の施設の設置状況

	施設数	定員・戸数
養護老人ホーム	2	190人
軽費老人ホーム	1	50人
ケアハウス	3	90人
生活支援ハウス	2	30人
有料老人ホーム	68	2,261戸
サービス付き高齢者向け住宅	27	598戸

- ・ニーズ調査によると地域で暮らし続けていくためのサービスや支援は、「見守り・声かけ」、「外出時の送迎」、「配食サービス」の順となっている。
- ・「緊急通報装置」等の利用者は184件（令和4年度末現在）
- ・救急車が到着した際に備えて、持病や服薬内容など記載しておく「安心カード」の配布数は2,649件（令和4年度末現在）

【課題】

- ・高齢者等の住宅確保要配慮者が、安心して借りられる賃貸住宅などの居住場所確保。
- ・携帯電話の普及によって、ますます増加している特殊詐欺などの消費者被害の防止。
- ・孤立しやすい世帯の見守り対策。
- ・災害発生時の支援体制の構築。

基本施策の指標と目標値

指標		現状値	目標値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	弘前市認知症高齢者等た だいまサポート事業の新規登 録者数	35人	50人	50人	50人
②	安心安全見守りネットワー ク通報件数	32件	40件	45件	50件
③	緊急通報システム 新規設置台数	25台	30台	30台	30台
④	高齢者世話付住宅 サービス実施件数	26,933件	28,000件	28,000件	28,000件
⑤	個別避難計画作成率	20.1%	24.3%	29.0%	31.8%

1 高齢者の見守り体制の整備

市民の日常生活に関わっている配食事業者や新聞配達事業所等と連携することで孤立死の防止及び早期発見を目的とした「安心安全見守りネットワーク事業」や、自分の体調に異変が起きた際にすぐに通報できる「緊急通報装置貸与事業」、認知症やその疑いのある高齢者が道に迷ったり、自宅がどこか分からなくなった際、早期に発見・保護できるようにする「ただいまサポート事業」を実施、支援していきます。

《主な事務事業》

事業名	概要
安心安全見守りネットワーク事業	ひとり暮らし高齢者等と日常的に関わる市内53の事業者等と見守り協定を結んでおり、異変があった際は市に連絡いただき、市において速やかに調査、安否確認を実施します。
緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等が安心な生活を送ることができるよう、緊急ボタンの付いた装置を自宅に設置します。
在宅医療・介護連携推進事業 (安心カード等の利用促進)	ひとり暮らしの高齢者等が、体調の急変などで救急搬送を依頼した際、駆け付けた救急隊員や搬送先の医療機関が必要な情報を迅速に把握し、適切な治療ができるよう「安心カード」・「救急カルテ」の利用を促進します。
弘前市認知症高齢者等ただいまサポート事業【再掲】	認知症サポーターの養成や、認知症の人が外出して帰宅できない時のサポート体制である「ただいまサポート事業」を継続し、協力していただける企業等を増やしていくように努めるとともに、認知症の人を発見した時に適切に対応できるよう、各地域において「ただいまサポート訓練」を開催していきます。

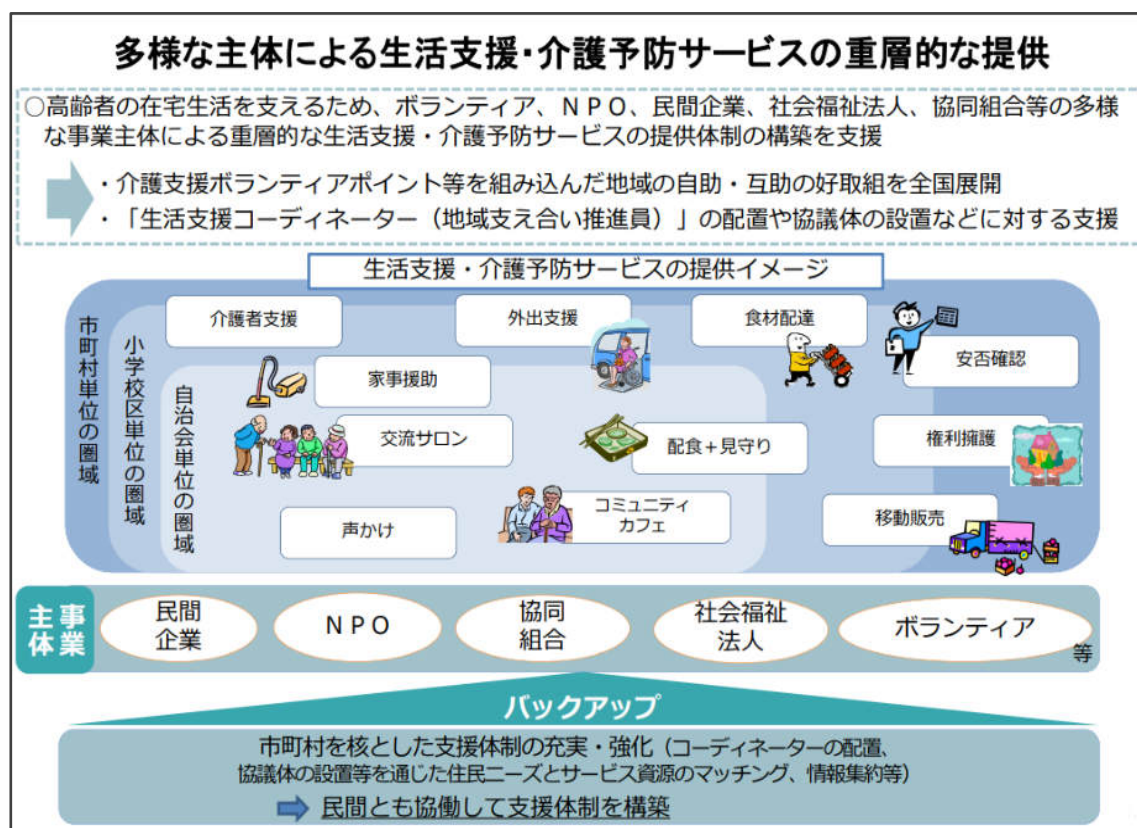
2 生活支援の充実

地域に不足する在宅生活を支えるサービス等の開発やネットワークの構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体とのマッチングなどを行う生活支援コーディネーターを、市全体レベルの生活支援サービスの開発を行う第一層、日常生活圏域ごとの第二層に配置し、今後も増加が見込まれる高齢者世帯に対する、地域住民の力を利用した生活支援等のサービスの充実を図ります。

また、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施による包括的な支援体制の構築に向け、高齢者福祉のみならず他分野との連携強化に取り組みます。

《主な事務事業》

事業名	概要
生活支援体制整備事業	市全体レベルの生活支援サービスの開発等を行う第一層生活支援コーディネーターの配置に加え、日常生活圏域の第二層生活支援コーディネーターの配置も行い、地域の支え合い体制づくりを進めていきます。



出所：厚生労働省ホームページ Microsoft PowerPoint - 介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方（基礎資・HP用）（mhlw.go.jp）

3 高齢者の暮らしの場の確保

高齢者の多様なニーズにかなった住居の安定確保が今後必要となることから、ニーズにかなった住居やサービスの提供が行われるよう有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の情報を周知するとともに、高齢者の住まいに不安を持たずに安心して利用できる住宅確保要配慮者に向けた青森県あんしん賃貸支援事業の周知を図ります。

《主な事務事業》

事業名	概要
高齢者世話付住宅等生活援助員配置事業	高齢者世話付住宅等に居住する高齢者に対し生活援助員を配置して、入居者の安全で自立した生活を支援します。
高齢者向け住宅等に関する周知及び情報提供	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など民間主導で設置されている住宅や、市営住宅等の公営住宅、セーフティネット登録住宅等、高齢者の住宅に関する情報の周知や提供をします。

4 災害に対する備え

高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方のうち、自力で避難することが困難で、迅速な避難を確保するため特に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」として事前に把握し、平常時の見守りや災害等による緊急時の避難支援及び安否確認などを行います。

また、この名簿と併せて、「避難行動要支援者」の心身の状況や、緊急連絡先、避難を支援する地域支援者をあらかじめ定めておく、「個別避難計画」も作成しています。

そのほか、地域のハザード情報や緊急時の情報発信手段の確保など、災害時の避難支援に関する体制整備を行っています。

また、介護施設において、利用者へのサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定、施設利用者が適切な避難行動がとれるようにするための避難確保計画の作成や避難訓練の実施や必要な物資の備蓄・設備の整備などについて適切な対応ができるよう、介護事業所等に対して情報提供・啓発に努めます。

《主な事務事業》

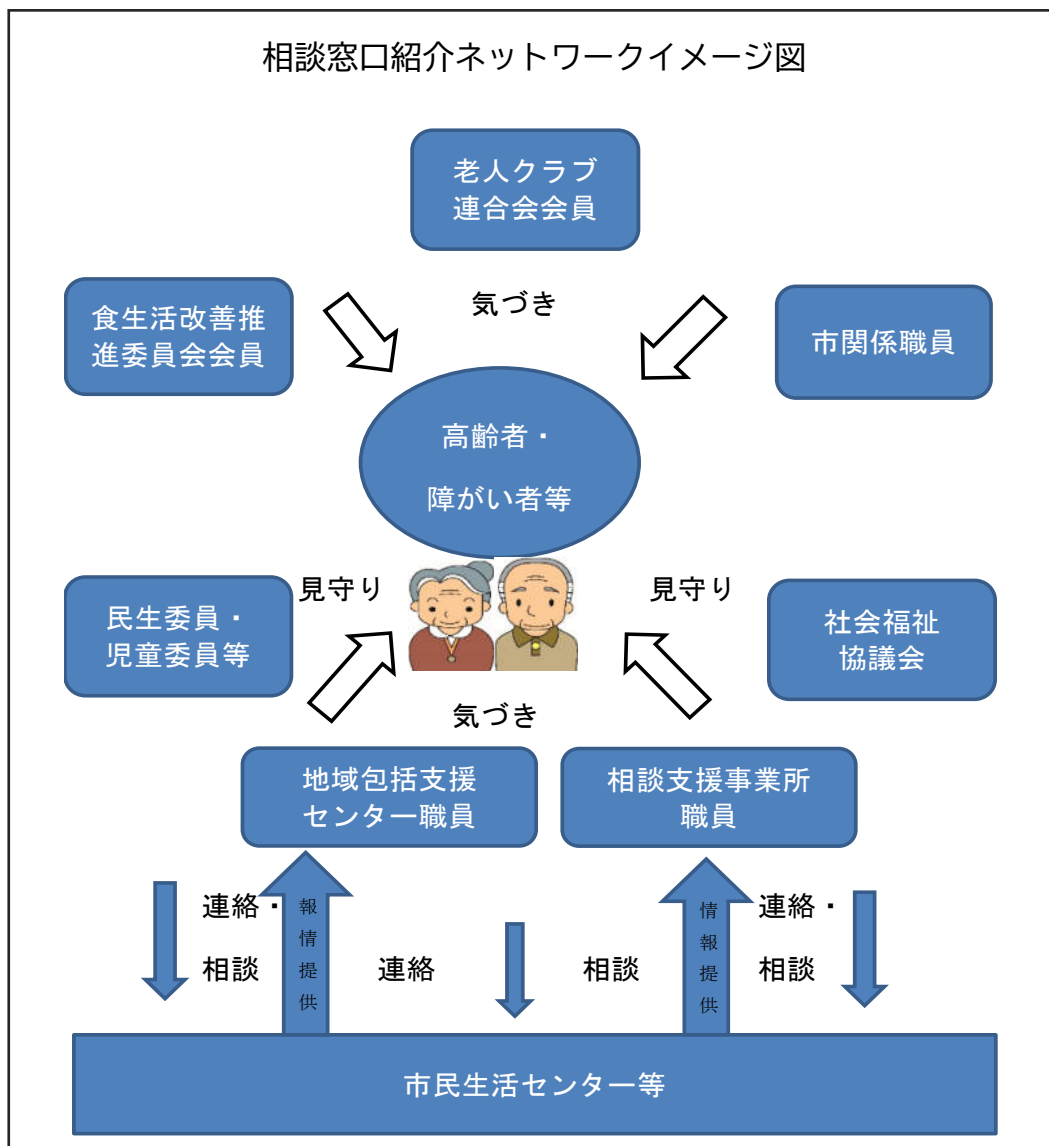
事業名	概要
福祉災害対策事業	<p>災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難支援や安否確認などを実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成し、対象者本人の同意により、平常時から避難支援等関係者に情報提供しています。</p> <p>また、この名簿と併せて、地域の福祉・防災に携わる民生委員・自主防災組織・地域包括支援センターなどの協力のもと、避難行動要支援者の心身の状況や、緊急連絡先、避難を支援する地域支援者をあらかじめ定めておく「個別避難計画」を作成しているほか、地域のハザード情報や緊急時の情報発信手段の確保など、災害時の避難支援に関わる体制整備を行っています。</p>

5 消費者被害防止に向けた取組

近年、高齢者等の要配慮者を対象とした ATM を利用する振込詐欺被害が生じていることから、市ホームページなどを通じて未然防止へ向けた啓発を行うほか、トラブルの未然防止に向け、消費生活相談窓口をはじめとする各種相談窓口を紹介します。

《主な事務事業》

事業名	概要
振込詐欺等消費者被害防止に向けたホームページ掲載	市民、警察などから寄せられた情報を基に、市ホームページを通じて消費者被害防止に向けた啓発を行います。
弘前市相談窓口紹介ネットワーク事業	高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、生活における様々なトラブルの未然防止に向け、消費生活相談窓口をはじめとする各種相談窓口を紹介します。



出所：弘前市市民生活センター

第4節 高齢者の社会参加・生きがいつくりの推進

基本施策4 高齢者の社会参加・生きがいつくりの推進

1 健康・生きがいつくりの推進

2 敬老事業への支援

3 生涯学習の推進

4 高齢者への就労支援

【現状】

- ・ニーズ調査によると、趣味がある高齢者の割合は66.9%
- ・ニーズ調査によると、生きがいのある高齢者の割合は58.1%
- ・ニーズ調査によると、地域活動への参加状況が、会・グループ等の各項目において、前回調査より8.9～12.5ポイント低下している。
- ・ニーズ調査によると、収入のある仕事への週1回以上参加している割合は18.6%で前回調査より2.2ポイント増加している。
- ・ニーズ調査によると、地域づくり活動に参加意向を示している人の割合は7.3%、参加してもよいを含めると51.3%、町内会・自治会への活動に参加していない人の割合は60.6%
- ・ニーズ調査によると、前年と比べ外出頻度が減った割合は36.7%
- ・ニーズ調査によると、心配事や愚痴を聞いてくれる人はいないと答えた割合は、4.7%で前回と比較しほぼ横ばい。
- ・ニーズ調査によると、家族や知人以外で相談する相手は、「そのような人はいない」、「医師・歯科医師・看護師」、「包括支援センター・市役所」の順となっている。
- ・老人福祉センター・生きがいセンター設置状況
 - 朝陽老人福祉センター（南部圏域）
 - 城西老人福祉センター（第二圏域）
 - 老人福祉センター瑞風園（北部圏域）
 - 老人福祉センター祥風園（東部圏域）
 - 生きがいセンター（第二圏域）
- ・老人クラブの状況 92クラブ

【課題】

- ・老人クラブ数が減少し続けている。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により敬老大会を実施しない地域もある。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を含め外出機会が減った高齢者に対する、趣味や生きがいづくりへの呼び込み。
- ・様々な活動に興味はあるが参加していない高齢者の掘り起こし。

基本施策の指標と目標値

指標		現状値	目標値		
		令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	弘前市老人クラブ連合会が実施する活動に参加した延べ人数	6,058人	7,000人	7,000人	7,000人
②	敬老大会開催地区数	8地区	26地区	26地区	26地区
③	ふれあい高齢者スポーツ親善大会への参加者数	262人	280人	280人	280人
④	老人福祉センター利用者数(延べ人数)	31,102人	45,000人	45,000人	45,000人
⑤	生きがいセンター利用者数(延べ人数)	9,064人	11,200人	11,200人	11,200人

1 健康・生きがいづくりの推進

高齢者が地域社会の中で孤立することなく、健康で生きがいを持った生活が送れるよう、弘前市内老人クラブへの活動を支援していきます。

また、市内の公共体育施設における運動教室など、健康・生きがいづくりを推進していきます。

《主な事務事業》

事業名	概要
老人クラブ運営費補助金事業	高齢者の生きがいや健康づくりを推進することを目的に、弘前市老人クラブ運営基準を満たす市内老人クラブが行う活動に対し補助金を交付し、老人クラブ活動を支援します。
老人クラブ連合会運営費補助金事業	弘前市老人クラブ連合会が実施する各事業に対し補助金を交付し、老人クラブ活動の活性化を図ります。
健康・生きがいづくり推進事業費補助金	冬期間における高齢者の健康保持や、高齢者同士の親睦を深めることを目的に、ふれあい高齢者スポーツ親善大会（ラージボール卓球、グラウンドゴルフ、ペタンク、ゲートボール）に係る運営費に対し補助金を交付します。
高齢者ふれあい居場所づくり事業【再掲】	地域の公民館や集会所、個人宅等を利用し、人々の交流を目的とした高齢者の居場所づくりを支援することによって、これまでに37か所の居場所（令和5年9月末現在）が設置されていますが、毎年度10か所の新たな居場所の設置を目指して、高齢者の社会参加を促し、地域における支え合い活動の推進を図ります。

2 敬老事業への支援

市民に高齢者の福祉に対する理解と関心を深めるとともに、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を促すため、弘前市社会福祉協議会が行う敬老事業に対し補助金を交付し支援していきます。

また、百歳到達者などの長寿者に対し、弘前市長寿者顕彰規程により顕彰を実施していきます。

《主な事務事業》

事業名	概要
敬老大会事業	弘前市社会福祉協議会が主催し各地区にて開催する敬老大会事業に対し補助金を交付します。
長寿者顕彰事業	弘前市長寿者顕彰規程により対象者を顕彰します。

3 生涯学習の推進

地域の高齢者に対し、各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等のための生きがい教室やサークル活動の場を提供することで、高齢者が生きがいを持ちながら生活できる施設として老人福祉センター、生きがいセンターを設置し無料で利用できるよう支援しています。

また、弘前市中央公民館や地区公民館等と連携を図り、女性教室や高齢者教室など多様な学習機会の提供を図ることで、高齢者の社会参加や生きがいづくりの推進に努めていきます。

《主な事務事業》

事業名	概要
老人福祉センター等指定管理	地域の高齢者が、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの実施等のために利用できる施設である老人福祉センター及び生きがいセンターについて、指定管理者制度の導入により運営します。
高齢者への学習機会の提供	中央公民館や地区公民館が開催や共催をする高齢者教室を通じて多様な学習機会の提供に努めていきます。

4 高齢者への就労支援

定年延長、生産年齢人口の減少などにより、今後ますます高齢者が就労する機会が増えることが想定されることから、公益社団法人弘前市シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者がこれまで培ってきた知識や技術を生かしながら、心身の健康とともに生きがいを持って働き、活躍することができる環境を確保していきます。

《主な事務事業》

事業名	概要
弘前市シルバー人材センターへの支援	高齢者の就業相談や臨時的・短期的な就労機会を確保するための新規就業先の開拓、就業者数の増加につなげるための支援をしていきます。

第5節 介護サービスの円滑な提供

基本施策5 介護サービスの円滑な提供

1 介護サービスの充実

2 介護給付適正化の推進

3 介護人材の確保の推進

4 感染症対策

【現状】

- ・介護保険を利用する施設の設置状況（令和5年12月1日時点）

	施設数	定員	待機者数（延べ数）
介護老人福祉施設（特養）	11	735	581
地域密着型介護老人福祉施設	1	29	8
介護老人保健施設（老健）	9	927	57
認知症対応型共同介護 （グループホーム）	43	690	87

- ・一人当たりの介護保険給付額 312,717円（令和4年度版介護保険の実態による）※県平均313,016円

- ・減災、防災対策・感染拡大防止対策の状況（令和3,4年度採択補助事業）

スプリンクラー整備施設	2施設
非常用電源装置の整備施設	6施設
老朽化対策としての大規模改修	3施設
感染拡大防止対策	9施設

- ・在宅介護実態調査によると、要介護4以上の高齢者がいる世帯で施設等の入所について検討していない割合は、「訪問系サービスのみ」利用世帯では40%、「訪問系を含むサービス組み合わせ」の世帯では83.3%、「通所系、短期系サービスのみ」の世帯では54.5%である。

【課題】

- ・通所サービスにおける新型コロナウイルス感染症の影響による利用控え。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による施設入所者への面会制限。

- ・ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅が比較的多いが、費用面の関係もあり特養の入所待機者が多い。
- ・ 住み慣れた地域で出来るだけ住み続ける目的で利用していただく複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の設置が進んでいない。
- ・ 後期高齢者人口は令和17年（2035年）がピークとなる予想だが、二人に一人が何らかのケアが必要となる85歳以上人口は令和22年（2040年）がピーク。
- ・ 地域包括支援センターからは、定期巡回型訪問介護看護等の充実が提案されている。

基本施策の指標と目標値

指標		現状値	目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	特養の入所待機者数（平均人数）	34	32	32	30
②	ケアプラン点検数	160	160	160	160
③	縦覧点検をする帳票数	5	6	6	6
※ 指標の説明 指標①：特養待機者数（県調査）÷特養施設数					

1 介護サービスの充実

住み慣れた地域で尊厳を保ち、その有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう在宅生活サービスの充実を図るとともに、介護者の離職防止や地域包括ケアの推進の観点から地域密着型サービスの整備を図っていきます。

また、入所施設等の防災、減災対策への支援、感染症対策への支援を適切に行います。

《主な事務事業》

事業名	概要
地域密着型施設の整備促進	地域密着型施設の必要量を図り、整備に努めます。
地域密着型施設への防災、減災及び感染症対策への支援	地域密着型施設への防災、減災対策への支援、感染症対策への支援をします。

2 介護給付適正化の推進

当市の高齢化率は、現在33.5%となり、今後も上昇が続く見込みです。介護保険制度の維持には本人の有する能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを効率的に活用することが必要です。要介護認定やケアマネジメント、サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化をはじめとした介護給付適正化に係る事務事業を引き続き実施することと併せ、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭におきながら介護事業者等に対して集団指導及び運営指導を実施し、介護サービスの質の確保や人材の育成、並びに介護保険制度の適切な運用が行われるように努めていきます。

《主な事務事業》

事業名	概要
要介護認定の適正化	更新申請の一部を市の直営や、ケアプラン作成居宅支援事業所以外へ委託します。
ケアプランの点検	サービス利用者の状況を把握したうえで、自立支援に資するケアプランとなっているかを担当ケアマネジャーと一緒に確認します。
住宅改修等の点検	住宅改修や福祉用具の利用について、リハビリテーション専門職による点検・助言を行います。
縦覧点検・医療情報との突合	給付回数や期間等の確認を行う縦覧点検や、医療給付情報との突合作業を国保連合会に委託して、サービスの整合性を点検します。

3 介護人材の確保の推進

国・県・関係団体と連携し、介護関連職種への就業や介護従事者に対して研修等に関する情報提供や、介護事業所に対して介護職員処遇改善加算等の積極的な活用を働きかけます。また、介護従事者の定着・掘り起こしに係る人材確保対策について研究します。

《主な事務事業》

事業名	概要
弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援事業	医療・福祉職の資格を持ち県内医療機関で働く人や、その資格取得のために就学する人がいる子育て世帯の移住に対して、支援金を交付します。
ひろさき人材定着推進事業	市内事業者等が実施する、福利厚生事業や奨学金返還支援事業、インターンシップ事業を実施する際に要する経費の一部を補助します。
国・県・関係団体と連携した情報発信	介護従事者対象の研修の情報提供をはじめとした国等の取組を介護事業所へ積極的に周知します。 また、介護事業所に対し、介護職員処遇改善加算に係る働きかけを行います。

4 感染症対策

感染症発生時において利用者へのサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備、研修や訓練の実施等について、介護事業所等への周知を図り、介護事業所等を安心・安全に利用できる体制づくりに努めるとともに、高齢者を含めた市民へ正しい知識を啓発するために広報等を活用し周知してまいります。

《主な事務事業》

事業名	概要
国・県から発出される通知等の周知	国・県から発出される通知等を事業者へ確実に周知します。

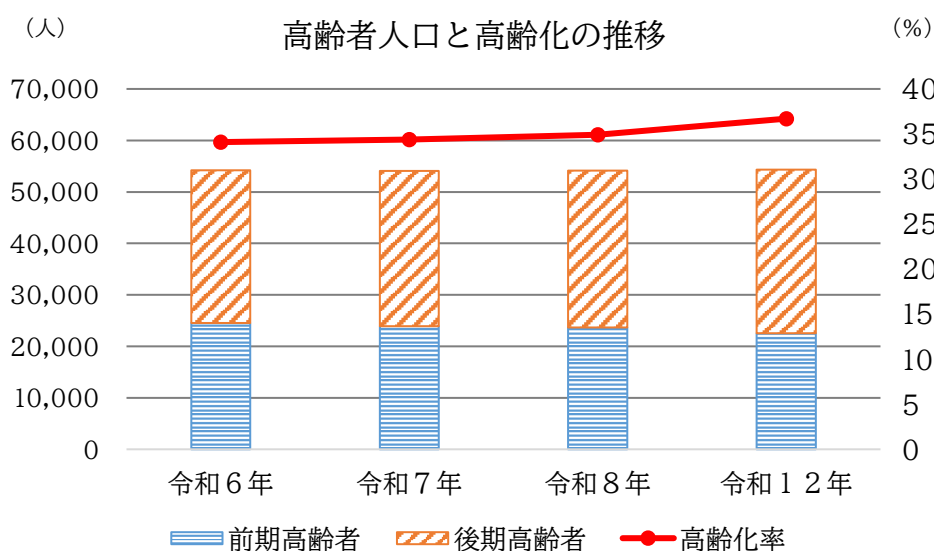
第6章 介護保険サービス事業費及び介護保険料等

第1節 人口と高齢化の見込み

総人口は減少している中、高齢者人口はピークを迎えており、高齢化率は上昇し、令和5年には3人に1人が高齢者となる33.5%となっております。今後も高齢化率は伸び続ける見込みの中で、令和12年には高齢者人口の約6割近くが後期高齢者になると見込まれ、今後の高齢者に対する健康づくりや自立支援の更なる強化が課題となっております。

区分		令和6年	令和7年	令和8年	令和12年
総人口 (A)	(人)	159,473	157,226	155,363	147,904
高齢者人口 (B)	(人)	54,176	54,101	54,152	54,352
前期高齢者 (65～74歳) (C)	(人)	24,517	23,903	23,639	22,577
	構成比 (C/B) (%)	45.3	44.2	43.7	41.5
後期高齢者 (75～84歳) (D)	(人)	19,098	19,527	19,730	20,549
	構成比 (D/B) (%)	35.3	36.1	36.4	37.8
(85歳以上) (E)	(人)	10,561	10,671	10,783	11,226
	構成比 (E/B) (%)	19.5	19.7	19.9	20.7
高齢化率 (B/A)	(%)	34.0	34.4	34.9	36.7

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計



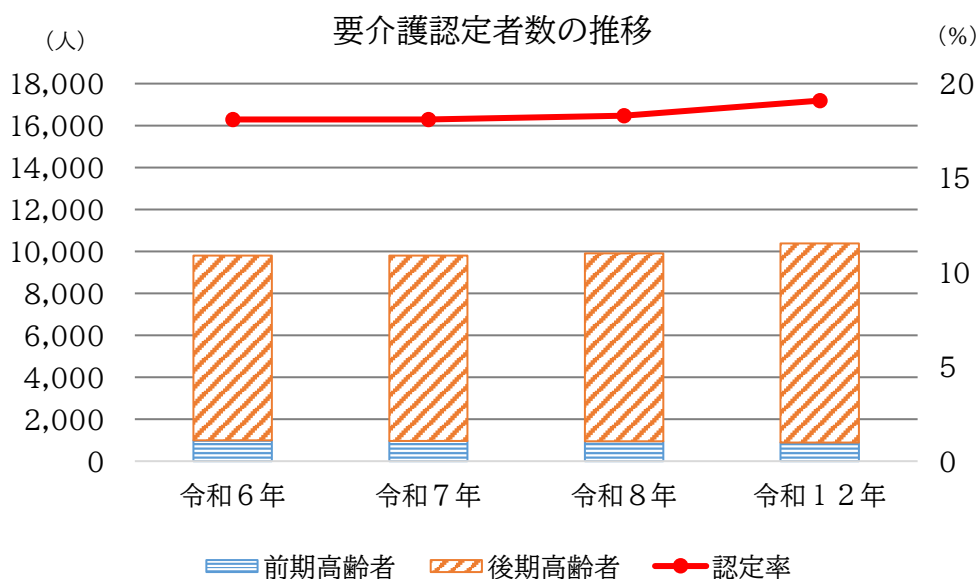
第2節 要介護認定者の推移

高齢化率は引き続き上昇していますが、第8期計画期間では、要介護認定者数及び認定率はともに減少しております。第9期計画期間においては、85歳以上人口の上昇に伴い、増加に転じる見込みです。

市では、社会参加・生きがいつくりの推進、自立支援事業や介護予防事業などの施策を展開することで健康な高齢者が増え、認定率の増加はゆるやかになる見込みとなっております。

区分	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年
認定者数 (F) (人)	9,973	9,981	10,075	10,540
前期高齢者 (65~74歳) (G) (人)	994	962	948	895
構成比 (G/F) (%)	10.0	9.6	9.4	8.5
後期高齢者 (75~84歳) (H) (人)	3,088	3,106	3,156	3,426
構成比 (H/F) (%)	31.0	31.1	31.3	32.5
(85歳以上) (I) (人)	5,713	5,738	5,799	6,059
構成比 (I/F) (%)	57.3	57.4	57.6	57.5
第2号被保険者 (J) (人)	178	175	172	160
構成比 (J/F) (%)	1.8	1.8	1.7	1.5
認定率 (第1号被保険者) (%)	18.0	18.1	18.3	19.1

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計



第3節 介護サービス量の見込み

1 介護サービスのサービス種類ごとの見込み

(1) 居宅サービスの見込み量

要介護者・要支援者に対する居宅サービス・介護予防サービス量の見込みにあたっては、令和3年度～5年度の利用実績を基礎として、必要な需要などを総合的に勘案し、各年度におけるサービスの種類ごとの見込み量を設定します。

①訪問介護

訪問介護員等が居宅を訪問し、食事や入浴の介助などを行う身体介護や生活必需品の買い物などを行う生活援助のサービスを提供します。

訪問介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(回数/月)	121,353	124,199	126,788	133,664
	(人数/月)	2,535	2,545	2,581	2,731

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴介助のサービスを提供します。

訪問入浴介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(回数/月)	693	694	695	724
	(人数/月)	125	125	125	130

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

③訪問看護・介護予防訪問看護

看護師などが居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を目指すため、療養上の世話や診療の補助などのサービスを提供します。

訪問看護		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(回数/月)	4,661	4,414	4,320	4,492
	(人数/月)	577	562	560	586
予防給付	(回数/月)	91	93	93	98
	(人数/月)	21	22	22	23

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、心身の機能回復や日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法などの必要なサービスを提供します。

訪問リハビリテーション		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(回数/月)	1,236	1,199	1,222	1,276
	(人数/月)	95	92	94	98
予防給付	(回数/月)	42	42	42	42
	(人数/月)	5	5	5	5

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養生活の向上を図るため、業務上必要な管理や指導などのサービスを提供します。

居宅療養管理指導		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(人数/月)	717	716	726	765
予防給付	(人数/月)	21	21	21	22

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

⑥通所介護

デイサービスセンターなどへ送迎し、入浴、食事の提供や生活に関する相談等の日常生活の世話のほか機能訓練などのサービスを提供します。

通所介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(回数/月)	15,737	16,045	16,364	17,410
	(人数/月)	1,896	1,923	1,955	2,078

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人福祉施設や病院などへ送迎し、心身の機能回復を図り日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なサービスを提供します。

通所リハビリテーション		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(回数/月)	4,995	4,976	5,055	5,377
	(人数/月)	644	637	642	683
予防給付	(人数/月)	254	244	243	255

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期入所してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活の世話などのサービスを提供します。

短期入所生活介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(日数/月)	8,309	7,965	8,055	8,564
	(人数/月)	441	438	445	473
予防給付	(日数/月)	91	93	93	103
	(人数/月)	10	10	10	11

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期入所してもらい、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活の世話などのサービスを提供します。

短期入所療養介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(回数/月)	203	200	200	208
	(人数/月)	15	14	14	15

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護・要支援者の心身の状況や希望・環境をふまえ、居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸与します。

福祉用具貸与		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(人数/月)	2,795	2,777	2,813	2,980
予防給付	(人数/月)	490	481	475	496

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

⑪特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

入浴補助用具やポータブルトイレなど入浴や排せつに使われる福祉用具の購入費の一部を支給します。

特定福祉用具販売		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(人数/月)	21	21	21	23
予防給付	(人数/月)	13	13	13	13

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

⑫住宅改修・介護予防住宅改修

必要と認められる手すりの取り付けや段差解消など、住宅の小規模な改修に対し、費用の一部を支給します。

住宅改修		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(人数/月)	17	17	17	19
予防給付	(人数/月)	10	10	10	10

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

⑬居宅介護支援・介護予防支援

居宅で介護を受ける要介護・要支援者の心身の状況、希望などを踏まえ、介護・介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス提供機関との連絡調整を行うなどのサービスを提供します。

居宅介護支援		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(人数/月)	4,809	4,822	4,876	5,170
予防給付	(人数/月)	685	670	680	711

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

⑭特定施設入所者生活介護

養護老人ホームや軽費老人ホームに入居している要介護者に対し、介護サービス計画に基づいて、機能訓練や入浴、排せつ、食事などの介護及びその他の日常生活の世話、療養上の世話などのサービスを提供します。

特定施設入所者生活介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(人数/月)	81	83	83	87
予防給付	(人数/月)	6	6	6	6

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

(2) 施設・居住系サービスの見込み量

要介護者・要支援者に対する居宅サービス・介護予防サービス量の見込みにあたっては、令和3年度～5年度の利用実績を基礎として、必要な需要などを総合的に勘案し、各年度におけるサービスの種類ごとの見込み量を設定します。

①介護老人福祉施設

原則として、要介護度3以上の方に対し、排泄、入浴、食事など日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話のサービスを提供します。

介護老人福祉施設		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(人数/月)	676	676	676	710

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

②介護老人保健施設

病状が安定期にある要介護者に対して、看護・医学的管理のもとに介護、機能訓練、その他の必要な医療、日常生活上の世話のサービスを提供します。

介護老人保健施設		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(人数/月)	710	710	710	749

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

③介護医療院

長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話のサービスを提供します。

介護医療院		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(人数/月)	98	98	98	98

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

2 地域密着型サービスの見込み

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

①認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された高齢者等が、デイサービスセンター等に通り、食事・入浴等の介護や機能訓練を受けます。

認知症対応型通所介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(回数/月)	456	426	427	473
	(人数/月)	46	44	44	48
予防給付	(回数/月)	22	22	22	22
	(人数/月)	7	7	7	7

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

②地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模なデイサービスセンター等に通り、入浴等の提供やこれらに伴う介護、生活面での相談やアドバイス、機能訓練、レクリエーション等を行います。

地域密着型通所介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(回数/月)	3,149	3,065	3,077	3,264
	(人数/月)	441	437	441	467

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

③小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型施設への「通り」を中心に、随時「訪問」や「泊り」を組み合わせることで、在宅における生活の継続を支援します。

小規模多機能型居宅介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(人数/月)	90	89	90	95
予防給付	(人数/月)	25	25	25	27

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

④看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護認定者に対応するため、小規模多機能型居宅介護に訪問介護を組み合わせたサービス。

看護小規模多機能型居宅介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(人数/月)	112	112	112	112

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

⑤認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者が、共同生活を営む住居において、日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを受けます。

認知症対応型共同生活介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(人数/月)	703	703	703	717
予防給付	(人数/月)	8	8	8	8

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを受けます。新規に入所できる方は原則要介護3以上の方です。

介護老人福祉施設入所者生活介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(人数/月)	58	58	87	120

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が密接に連携しながら、日中・夜間を通じた短時間の定期的な訪問を行うほか、利用者の通報や電話等に対して随時対応します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(人数/月)	16	16	16	18

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

⑧地域密着型特定施設入居者生活介護

指定を受けた入居定員29人以下の有料老人ホーム等が、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

地域密着型特定施設入居者生活介護		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付	(人数/月)	—	87	87	87

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

3 地域支援事業の見込み

①訪問介護相当サービス

旧介護予防訪問介護サービスに相当するサービス。

訪問介護相当サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(人数/月)	494	496	496	477

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

②生活支援サービス（訪問型サービス A）

生活援助（調理・洗濯・掃除など）を中心としたサービス。

生活支援サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(人数/月)	329	331	331	321

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

③地域型ヘルパーサービス（訪問型サービス B）

地域内の住民主体で運営される団体が、利用者宅を訪問し提供する、生活援助（調理・洗濯・掃除など）を中心としたサービス。

地域型ヘルパーサービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(人数/月)	26	26	26	23

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

④通所介護相当サービス

旧介護予防通所介護サービスに相当するサービス。

通所介護相当サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(人数/月)	1,261	1,267	1,266	1,203

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

⑤生きがい型デイサービス（通所型サービス A）

日常生活動作訓練、入浴、食事、レクリエーションなどを中心としたサービス。

生きがい型デイサービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(人数/月)	823	826	826	786

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

⑥ 地域型デイサービス（通所型サービス B）

高齢者ふれあい居場所で行う住民主体の介護予防の取組。

地域型デイサービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
（人数/月）	24	24	24	21

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

⑦ 短期集中型の筋力向上トレーニング（通所型サービス C）

3～6か月の短期間での運動器の機能向上プログラム。

短期集中型の筋力向上トレーニング	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
（人数/月）	10	10	10	8

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

4 日常生活圏域ごとの地域密着型介護（予防）サービスの整備状況及び今後の整備方針

現在、市内7か所の日常生活圏域に、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護を整備しております。また、第8期事業計画期間中では、「地域密着型介護老人福祉施設」を市内2か所の日常生活圏域に整備しました。

第9期計画では、施設入所待機者の解消、要介護者の在宅生活の継続や介護者の離職防止ができるよう、地域包括ケアの推進の観点から、地域密着型サービスの整備を図っていきます。

施設入所待機者の解消としては、「地域密着型特定施設入居者生活介護」や「地域密着型介護老人福祉施設」の整備を行います。

要介護者の在宅生活の継続や介護者の離職防止を図るため、第9期計画策定時に行った在宅介護実態調査を実施したところ、訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせて利用している方の場合、訪問系サービスのみ利用している方より施設入所を検討していないとの回答が多く、また、訪問系サービスや通所系サービスの利用回数が多いほど施設入所を検討しない回答が多い傾向にあります。

これらのことから、中重度の要介護者の在宅生活の継続や介護者の就労継続につながる支援や医療ニーズの高い要介護者に対応するため、第8期計画に引き続き「看護小規模多機能型居宅介護事業所」の整備を行います。

圏域ごとの地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービスの設置状況
(単位：施設数)

	第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部	合計	備考
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	1	0	1	
地域密着型通所介護	4	2	2	6	3	4	2	23	
認知症対応型通所介護	1	1	0	4	1	0	0	7	
小規模多機能型居宅介護	1	1	1	1	1	1	1	7	
認知症対応型共同生活介護	7	4	5	11	5	6	5	43	
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	-	-	-	-	0	+3
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	1	1	0	0	0	0	2	+1
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	0	0	0	0	1	3	+1
介護予防認知症対応型通所介護	1	1	0	2	1	0	0	5	
介護予防小規模多機能型居宅介護	1	1	1	1	1	0	1	6	
介護予防認知症対応型共同生活介護	7	4	5	11	5	6	4	42	

出所：弘前市介護福祉課

※令和6年1月現在の施設数

※備考は第9期計画期間中の公募予定施設数

・地域密着型特定施設入居者生活介護の設置

介護サービスを直接提供することで24時間365日、施設職員から介護をはじめとするさまざまな生活支援サービスを受けられる施設となります。

なお、設置は公募により選定を行い、市内の有料老人ホームなどから3施設の整備とします。

高齢者向け住まいについて②

(介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の違い)

- 有料老人ホームには、特定施設入居者生活介護の指定を受けた「介護付き有料老人ホーム」と指定を受けない「住宅型有料老人ホーム」がある。
- 介護付き有料老人ホームは、介護保険サービスをホームが直接提供し、包括報酬で支払われるのに対し、住宅型有料老人ホームは、入居者が介護保険サービスを利用する際、別途外部の介護サービス事業所と個別に契約・利用し、介護報酬はサービス利用量に応じて各事業所に支払われる。

	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	【参考】サービス付き高齢者向け住宅
許認可の有無	都道府県又は市町村による 指定	都道府県等への 届出	都道府県等への 登録
指導監督権限	右記に加え、介護保険法に基づく勧告、改善命令、指定取り消し等	老人福祉法に基づく改善命令、業務停止命令等	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく是正指示、登録の取消等
介護サービスの利用・報酬体系	・介護保険サービスをホームが 直接提供 ・介護報酬はホームに 包括報酬 で支払い	・介護保険サービスを受けたい場合は、 別途外部のサービス事業所と個別契約し利用 ・介護報酬はサービス利用量に応じて 各事業所に支払い	・介護保険サービスを受けたい場合は、 別途外部のサービス事業所と個別契約し利用 ・介護報酬はサービス利用量に応じて 各事業所に支払い
主な人員基準	・管理者－1人 ・生活相談員－ 要介護者等・生活相談員＝100:1 ・看護・介護職員－ 要支援者:看護・介護職員＝10:1 要介護者: 看護・介護職員＝3:1 ・機能訓練指導員－1人以上 ・計画作成担当者－介護支援専門員1人以上	法令上の規定はないが 、標準指導指針(局長通知)において、下記の職員の配置を示している。 ・入居者の数及び提供するサービスの内容に応じ、管理者、生活相談員、栄養士、調理員を配置すること。 ・介護サービスを提供する場合は、提供するサービスの内容に応じ、要介護者等を直接処遇する職員については、 介護サービスの安定的な提供に支障がない職員体制 とすること等	・次のいずれかの者が、少なくとも日中常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供すること。 ・社会福祉法人、医療法人、指定居宅サービス事業所等の職員 ・医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、ヘルパー2級以上の資格を有する者 ※ 常駐しない時間帯は、緊急通報システムにより対応。
主な設備基準	・介護居室:原則個室、プライバシーの保護に配慮、介護を行える適当な広さ、階階に設けない等 ・一時介護室:介護を行うために適当な広さ ・浴室:身体の不自由な者が入浴するのに適したもの ・便所:居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備える ・食堂、機能訓練室:機能を十分に発揮し得る適当な広さ ・施設全体:利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造	法令上の規定はないが 、標準指導指針(局長通知)において、下記の職員の配置を示している。 ・一般居室、介護居室、一時介護室:個室とすることとし、入居者1人当たりの床面積は13平方メートル以上等 ・浴室、洗面設備、便所について、居室内に設置しない場合は、全ての入居者が利用できるような適当な規模及び数を設けること ・介護居室のある区域の廊下は、入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となるよう、幅は原則1.8メートル以上等	・居室:25平方メートル ※ 居間、食堂、台所その他の住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は18平方メートル以上。 ・各居住部分が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること ※ 共同部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えている場合は、各戸に台所、収納設備、又は浴室を備えずとも可。 ・バリアフリー構造であること

出所：社保審－介護給付費分科会 第179回資料より抜粋

・地域密着型介護老人福祉施設の設置

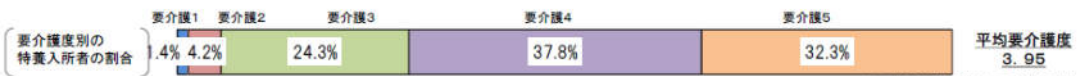
介護老人福祉施設に入所を申し込んでいる在宅の待機者の解消を図り、住み慣れた地域において安心して入浴・排せつ・食事等の介護サービスの提供を受けられる「地域密着型介護老人福祉施設」を設置いたします。
 なお、設置は公募により選定を行い、市内に1施設の整備とします。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について

【根拠法：介護保険法第8条第22項、第27項、老人福祉法第20条の5】

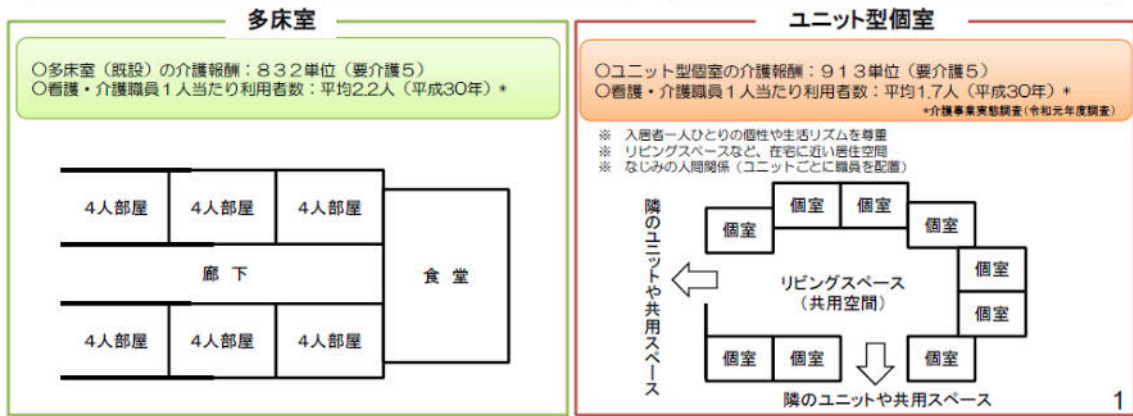
- 要介護高齢者のための生活施設。
- 入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
- 定員が29名以下のものは、地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)と呼ばれる。

≪ 施設数： 10,502施設 サービス受給者数： 61.96万人 (令和元年10月審査分) ≫ ※介護給付費等実態統計



※平成30年度介護給付費等実態統計

- ≪設置主体≫
 - 地方公共団体
 - 社会福祉法人 等
- ≪人員配置基準≫
 - 医師：必要数
 - 介護・看護職員：3:1 等
- ≪設備基準≫
 - 居室定員：原則1人(参酌すべき基準)
 - 居室面積：1人当たり10.65㎡ 等



出所：社保審－介護給付費分科会 第183回資料より抜粋

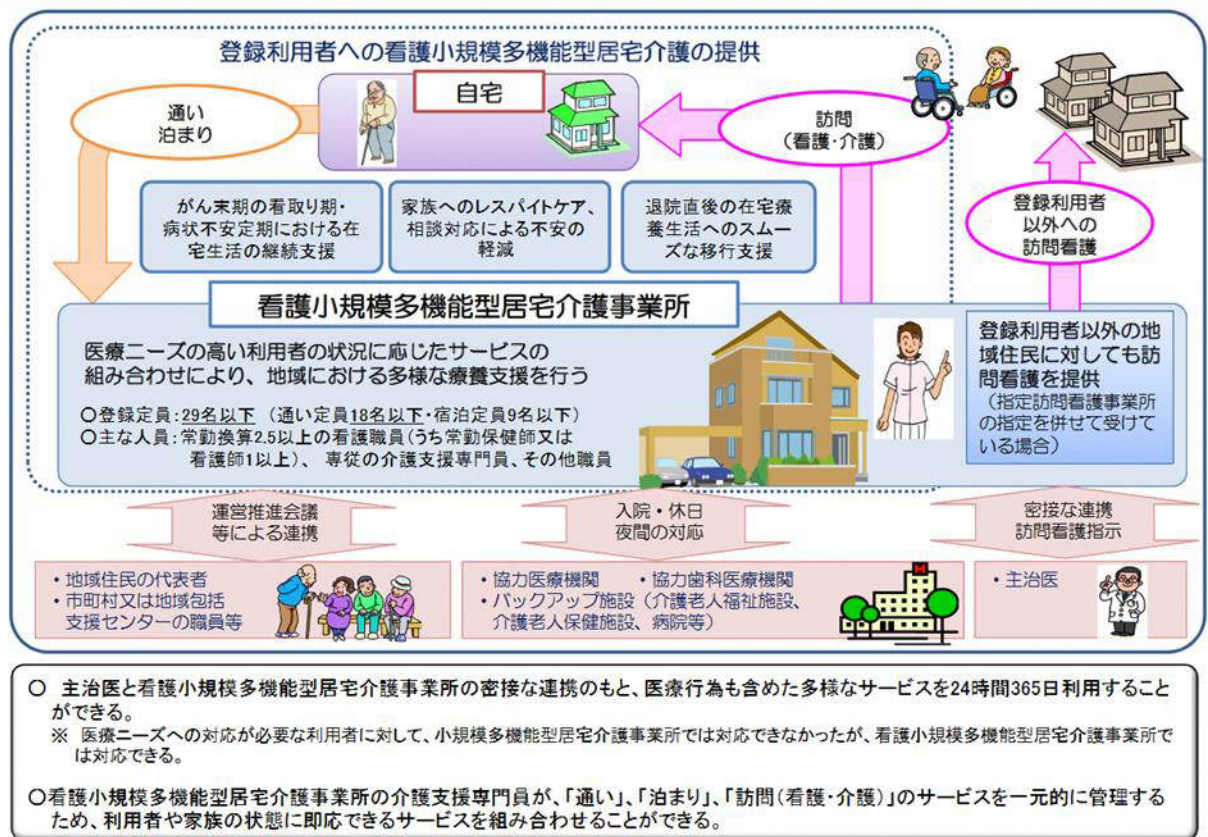
・看護小規模多機能型居宅介護の設置

介護サービスのニーズの多様化と医療ニーズの高い利用者に対応するため、「通所」「宿泊」「訪問介護」に加え看護師による「訪問看護」を組み合わせることで、医療と介護を複合的に行うサービスを提供する「看護小規模多機能型居宅介護」を市内7か所の日常生活圏域の未設置圏域に設置いたします。

なお、設置は公募による選定を行い、1事業所の整備とします。

※未設置4圏域は第9期計画以降、計画的に整備する予定。

看護小規模多機能型居宅介護の概要



出所：厚生労働省「看護小規模多機能型居宅介護の概要（平成27年度）」より抜粋

第4節 介護給付、介護予防給付及び地域支援事業に係る費用の見込み

1 介護給付費に係る費用

(千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
居宅サービス	訪問介護	4,116,818	4,217,751	4,305,764	4,533,107
	訪問入浴介護	99,816	99,998	100,150	104,314
	訪問看護	278,180	263,632	258,241	268,698
	訪問リハビリテーション	43,051	41,831	42,662	44,539
	居宅療養管理指導	57,471	57,564	58,398	61,451
	通所介護	1,506,152	1,532,535	1,563,436	1,663,327
	通所リハビリテーション	482,837	480,285	487,403	518,661
	短期入所生活介護	838,486	803,324	811,568	862,020
	短期入所療養介護	25,309	25,038	25,059	25,964
	特定施設入居者生活介護	194,303	199,055	199,055	208,531
	福祉用具貸与	414,034	408,887	412,831	435,596
	特定福祉用具販売	7,569	7,569	7,569	8,260
	住宅改修	18,008	18,008	18,008	20,312
	居宅介護支援	872,628	874,641	884,431	937,726
	計	8,954,662	9,030,118	9,174,575	9,692,506
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24,816	24,847	24,847	27,092
	地域密着型通所介護	296,134	288,212	289,398	306,963
	認知症対応型通所介護	60,688	56,405	56,538	62,983
	小規模多機能型居宅介護	212,451	209,721	212,135	223,455
	認知症対応型共同生活介護	2,221,771	2,224,600	2,224,272	2,268,336
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	234,624	234,624	213,816
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	206,343	206,604	313,021	427,373
	看護小規模多機能型居宅介護	324,552	324,962	324,962	324,962
計	3,346,755	3,569,975	3,679,797	3,854,980	
施設サービス	介護老人福祉施設	2,244,712	2,247,552	2,247,552	2,327,805
	介護老人保健施設	2,471,451	2,474,579	2,474,579	2,588,574
	介護医療院	371,397	371,867	371,867	379,567
	計	5,087,560	5,093,998	5,093,998	5,295,946
介護給付費計		17,388,977	17,694,091	17,948,370	18,843,432

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

2 介護予防給付費に係る費用

(千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	5,816	5,947	5,947	6,243
	介護予防訪問リハビリテーション	1,350	1,352	1,352	1,352
	介護予防居宅療養管理指導	2,061	2,064	2,064	2,167
	介護予防通所リハビリテーション	102,678	98,943	98,906	103,776
	介護予防短期入所生活介護	6,565	6,763	6,763	7,528
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	5,621	5,628	5,628	5,628
	介護予防福祉用具貸与	28,556	27,959	27,577	28,795
	介護予防特定福祉用具販売	4,610	4,610	4,610	4,610
	介護予防住宅改修	10,321	10,321	10,321	10,321
	介護予防支援	38,214	37,425	37,984	39,716
	計	205,792	201,012	201,152	210,136
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	1,973	1,975	1,975	1,975
	介護予防認知症対応型共同生活介護	22,672	22,700	22,700	22,700
	介護予防小規模多機能型居宅介護	23,238	23,268	23,268	25,110
	計	47,883	47,943	47,943	49,785
介護予防給付費計		253,675	248,955	249,095	259,921

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

3 地域支援事業費に係る費用

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
地域支援事業費	1,123,166	1,169,092	1,169,452	1,124,486
うち介護予防・日常生活支援総合事業費	806,509	810,435	810,795	825,932
うち包括的支援事業及び任意事業費	316,657	358,657	358,657	298,554

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

4 介護給付費等に係る総費用

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
居宅サービス費	8,954,662	9,030,118	9,174,575	9,692,506
地域密着型サービス費	3,346,755	3,569,975	3,679,797	3,854,980
施設サービス費	5,087,560	5,093,998	5,093,998	5,295,946
介護給付費計	17,388,977	17,694,091	17,948,370	18,843,432
介護予防居宅サービス費	205,792	201,012	201,152	210,136
地域密着型介護予防サービス	47,883	47,943	47,943	49,785
介護予防給付費計	253,675	248,955	249,095	259,921
特定入所者介護（予防）サービス	562,683	564,827	569,566	586,543
高額介護（予防）サービス	454,949	456,684	460,516	473,447
高額医療合算	49,443	49,721	50,146	52,251
審査支払手数料	16,325	16,417	16,557	17,252
保険給付費計	18,726,051	19,030,694	19,294,250	20,232,846
地域支援事業に係る費用	1,123,165	1,169,092	1,169,452	1,124,486
総費用額	19,849,216	20,199,786	20,463,702	21,357,332

出所：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

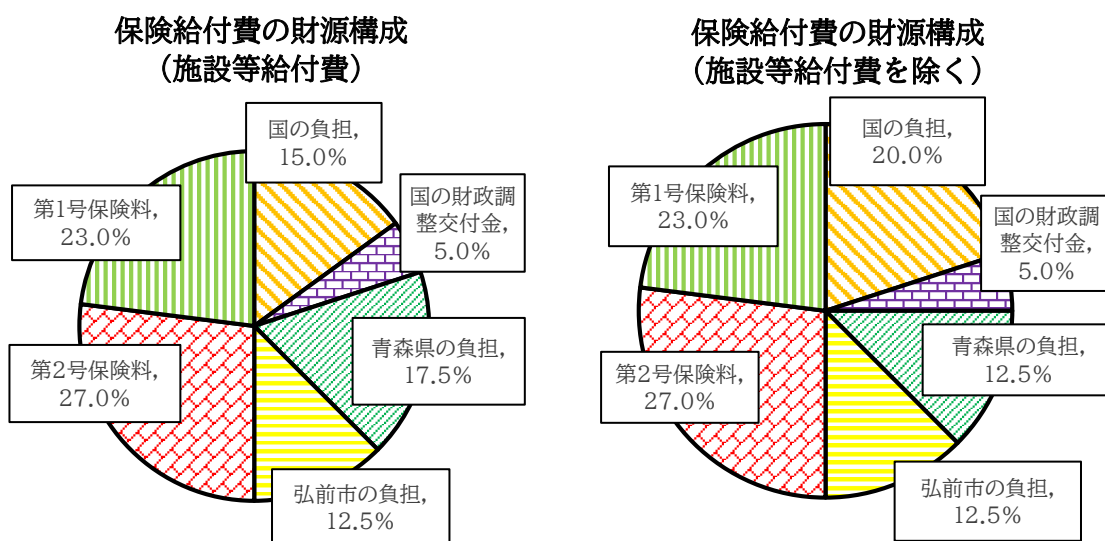
第5節 第1号被保険者保険料の算定

1 介護保険制度の財源

介護サービスを利用した場合、利用者の負担は1割から3割となっていますが、残りの9割から7割は加入者の保険料と国、県、市の負担金を財源としており、介護事業所に「保険給付」として支給されています。

(1) 介護給付費

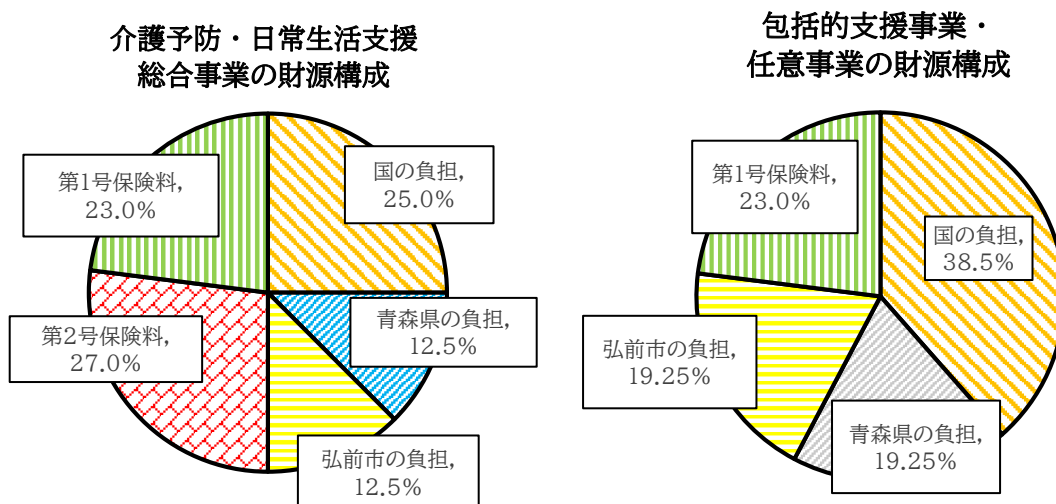
介護給付費にかかる財源の2分の1は公費で、残りの半分は介護保険料で賄われており、それぞれの財源は次のとおりとなっています。



※第1号保険料（65歳以上の被保険者保険料） 第2号保険料（40歳～64歳の被保険者保険料）

(2) 地域支援事業

地域支援事業にかかる財源は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業では異なりますので、それぞれの財源構成は次のとおりとなっています。



2 第9期介護保険料基準額の算定

(1) 第9期計画期間中の第1号被保険者保険料

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期 合計
給付費見込み額 (千円)	18,726,051	19,030,694	19,294,250	57,050,995
地域支援事業費 (千円)	1,123,165	1,169,092	1,169,452	3,461,709
合計 (千円)	19,849,216	20,199,786	20,463,702	60,512,704 (A)

※千円未満の処理により総費用額の合計額とは一致しておりません。

第9期における第1号被保険者負担割 (%) (B)	23.0
第1号被保険者の負担する費用 (C)	13,917,922 千円 (A×B)
財政調整交付金相当額 (D)	2,973,937 千円
財政調整交付金見込み額 (E)	3,977,789 千円
財政安定化基金償還額 (F)	0
基金取り崩し額 (G)	450,000 千円
保険料収納必要額 (C+D-E-F-G) (H)	12,464,070 千円 (C+D-E-F-G)
予定保険料収納率 (I)	99.30%
所得段階を加味した第1号被保険者数 (J)	150,932 人
(第1号被保険者数) (人)	(162,429)
第1号被保険者保険料 (年額) (円)	83,170 (H÷I÷J)
第1号被保険者保険料 (月額) (円)	6,930

○令和12年度、令和22年度の第1号被保険者保険料

	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
給付見込み額 (千円)	20,232,846	22,347,304
地域支援事業費 (千円)	1,124,486	1,042,424
合計 (千円)	21,357,332	23,389,728
第1号被保険者保険料 (年額) (円)	97,940	107,900
第1号被保険者保険料 (月額) (円)	8,161	8,991

(2) 第9期介護保険料の設定

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の第9期計画期間における第1号被保険者の保険料の基準額は年額83,170円、月額6,930円です。

保険料は、低所得者に配慮するとともに、より負担能力に応じた保険料設定とするため、段階を15段階に設定しています。(国の基準は13段階です。)

所得段階	住民税の課税状況	対象者	基準額に乗 ずる割合	保険料(年額) (下段:月額)
第1段階	世帯全員が 非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者 ●前年の課税年金収入額と <u>その他の所得金額</u> ※の合計が80万円以下	0.285	23,710円 (1,975円)
第2段階		前年の課税年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	0.485	40,340円 (3,361円)
第3段階		前年の課税年金収入額とその他の所得金額の合計が120万円を超える	0.685	56,980円 (4,748円)
第4段階	本人は非課 税で世帯員 が課税	前年の課税年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円以下	0.875	72,780円 (6,065円)
第5段階		前年の課税年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超える	1.0	83,170円 (6,930円)
第6段階	本人が課税	前年の合計所得金額が125万円未満	1.15	95,650円 (7,970円)
第7段階		前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.3	108,130円 (9,010円)
第8段階		前年の合計所得金額が190万円以上320万円未満	1.6	133,080円 (11,090円)
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.8	149,710円 (12,475円)
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.1	174,660円 (14,555円)
第11段階		前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.2	182,980円 (15,248円)
第12段階		前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.3	191,300円 (15,941円)
第13段階		前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.4	199,610円 (16,634円)
第14段階		前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.5	207,930円 (17,327円)
第15段階		前年の合計所得金額が1,000万円以上	2.6	216,250円 (18,020円)

※その他の所得金額

合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額です。また、「その他の所得」に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を差し引いた金額を用いて算定します。

資料

弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会運営規則

平成 26 年 3 月 20 日弘前市規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、弘前市附属機関設置条例（平成 26 年弘前市条例第 2 号）第 5 条の規定に基づき、弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、福祉部介護福祉課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の審議会の会議は、市長が招集する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日弘前市規則第 10 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

102 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会委員

(任期：令和5年7月20日～令和6年3月31日)

選出区分	所属等	氏名	備考
学識経験のある者	弘前学院大学社会福祉学部	小川 幸裕	副会長
保健医療関係者	一般社団法人弘前市医師会	坂本 祥一	会長
保健医療関係者	一般社団法人弘前歯科医師会	柴田 知佳	
保健医療関係者	一般社団法人弘前薬剤師会	相馬 渉	
保健医療関係者	青森県中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室	岩田 安弘	
保健医療関係者	青森県中南地域県民局地域健康福祉部保健総室	青木 範子	
福祉関係者	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	今井 武敏	
福祉関係者	弘前市民生委員児童委員協議会	大湯 恵津子	
福祉関係者	公益社団法人青森県社会福祉士会	齋藤 拓	
福祉関係者	公益社団法人青森県介護支援専門員協会津軽支部会	土岐 浩一郎	
介護保険被保険者を代表する者	弘前市老人クラブ連合会	清野 研至	
介護保険被保険者を代表する者	弘前市町会連合会	阿保 博実	
介護保険被保険者を代表する者	公益社団法人認知症の人と家族の会青森県支部	東谷 康生	
公募による市民	一般公募	中田 亜希子	

第9期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発行 令和6年3月

弘前市福祉部介護福祉課

〒036-8551

弘前市大字上白銀町1-1

電話番号：0172-40-7099

FAX：0172-38-3101

Eメール：kaigo@city.hirosaki.lg.jp